

目 次

- 1 定期監査（10月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 1
・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
- 2 定期監査（11月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 14
・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
・大和庁舎(市民サービス課)
・三橋庁舎(市民サービス課)
- 3 定期監査（12月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 34
・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)
・水道課
- 4 定期監査（1月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 52
・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
・小・中学校
- 5 定期監査（2月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 84
・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課)
- 6 定期監査（3月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 105
・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
- 7 定期監査（4月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 129
・議会事務局
・消防本部
・教育部(生涯学習課)

柳川市監査委員告示第2号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年10月に実施した総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 近藤 未治

29柳人秘第1667号
平成29年12月15日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部人事秘書課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年11月30日付け、29柳監査第146号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部人事秘書課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員の時間外勤務手当について、命令区分や時間数を誤って算定し支出しているものがある。
措置等の内容
1 原因 大和庁舎市民サービス課担当者が命令区分を、三橋庁舎市民サービス課担当者が命令時間を誤って押印し、各市民サービス課長も誤りに気付かず決裁を行い、人事秘書課も時間外勤務の取りまとめの際、誤りに気付かず、そのまま支給されてしまったものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 時間外手当の再計算を行い、12月給与で差額（増額）の調整を行いました。
3 再発防止策の内容 今後は、担当者のチェックミスがないことはもとより、決裁ラインの職員も万一のミスに対してチェックが働くよう事務処理にあたり、人事秘書課も時間外勤務の集計を行う際も誤りがないか十分にチェックを行うようにします。

29柳総務第2553号
平成30年1月12日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部総務課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年11月30日付け、29柳監査第146号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部総務課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 情報公開資料に係る郵送代について、収入科目を誤っているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 調定決議書作成時、「その他」にすべきところを「情報公開資料代」に誤って作成してしまった。決裁時、確認不足であった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 平成28年度予算の決算については、すでに議会の認定を受けていて科目更正ができないため。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定決議書作成の際には、決議書及び領収済通知書の種別・内訳の確認を再度行う。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ア インターネット行政情報サービス「i JAMP」使用料に係る支出負担行為書に決裁者の押印がない。
措置等の内容
<p>1 原因 支出負担行為書の決裁欄に押印がされているか確認不足であった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 決裁者の押印を受け保管した。</p> <p>3 再発防止策の内容 保管する際に決裁が済んでいるかの確認を徹底する。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>イ 下記の補助金に係る実績報告書について、収受処理が行なわれていないものや、柳川市補助金等交付規則第15条の規定に基づく補助事業実績調査報告書(様式第8号)が作成されていないものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度柳川人権擁護委員協議会事業 ・平成28年度柳川保護区保護司会事業 ・平成28年度柳川市市民協働のまちづくり事業補助金 ・平成28年度柳川市交通安全協会分会補助金 ・平成28年度柳川市交通安全推進協議会補助金

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度柳川市地区等運営補助金 ・平成 28 年度柳川市行政区活動助成金
措置等の内容
<p>1 原因 収受処理については確認不足であり、補助事業実績調査報告書の作成が必要であることの認識不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 実績報告書については収受処理を行い、補助事業実績調査報告書を作成した。</p> <p>3 再発防止策の内容 各種団体から実績報告書が提出された場合、収受処理と補助事業実績調査報告書の作成を徹底する。また行政区活動助成金などの件数が多いものは漏れがないか、一覧表をもとに確認を行う。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 柳川市市民協働のまちづくり事業補助金の交付決定にあたり、財政課長通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課の合議を得ていない。
措置等の内容
<p>1 原因 交付決定の起案文書に財政課の合議がなされているか確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 合議が漏れていた3件の交付決定通知の起案文書については、財政課より合議を得ている。</p> <p>3 再発防止策の内容 補助金交付決定の起案文書の決裁を受ける際は、財政課の合議があるかどうか確認を徹底する。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
エ 柳川市交通安全推進協議会は、市から交付を受けた補助金の一部を柳川支部、大和支部、三橋支部へ活動補助金として交付している。三橋支部はその一部をさらに三橋町にある5つの交通安全協会分会に活動費として交付しているが、各分会の収支報告書にこの活動費が収入として計上されておらず確認できない。
措置等の内容
<p>1 原因 支部が各分会に交付した活動費について各分会が収支報告書に計上すべきことを理解していなかった事、及び提出時のチェック漏れが原因。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 三橋支部各分会へ収支報告書について、29年度の実績報告分より適正な報告をするよう指導を行った。</p>

3 再発防止策の内容

各支部、分会への指導と提出時のチェックの徹底。

指摘事項 (1) 支出事務

オ 柳川市地区等運営補助金に係る実績報告書に、補助金の交付を受けた地区等の収支報告書が添付されていないものがある。

また、大和町の各校区に交付した補助金が大和町区長会の収入とされているが、この補助金は各校区に対して交付したものであるため、大和町区長会の収入とするのは不適切である。

措置等の内容

1 原因

大和町の各校区へ支出している地区等運営補助金の収支報告書は、大和町区長会が中心となり、各校区と一緒に活動している部分が多いことから大和町区長会の収支報告書のみを添付し、各校区での支出内訳は備考欄及び聞き取りにより確認していたため、各校区の収支報告書までは添付していなかった。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

今回の定期監査の指摘を受け、12月の行政区長代表委員協議会（各校区の区長会長が参加）で、議題として協議をしてもらい、実績報告については、平成29年度分から各地区・校区分の収支報告書を添付してもらうことを決め、地区等運営補助金の振り込みについては、平成30年度分から地区・校区の代表者名義又は会計等の口座に直接振り込むこととした。

3 再発防止策の内容

各地区・校区からの補助金申請の際は、振り込み口座が代表者又は会計等になっているか、確認を徹底する。また、実績報告の際も地区・校区の収支内訳書が添付されているかの確認を徹底する。特に、大和町、三橋町内の各校区分は大和、三橋庁舎でも提出が可能のため、両市民サービス課にも受付時の注意事項を徹底してもらう。

指摘事項 (2) 契約事務

ア カーブミラー購入に係る単価契約について、課長決裁により契約締結されているが、年間予定購入総額は10万円を超えるため、課長決裁とすることはできない。

措置等の内容

1 原因

決裁について、年間予定購入総額と考慮していなかった事が原因。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

部長決裁追認済み。

3 再発防止策の内容

単価契約については、年間購入予定総額で決裁権者を決定する。

29柳企画第605号
平成29年12月11日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部企画課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年11月30日付け、29柳監査第146号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部企画課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 柳川市コミュニティバス運行管理業務委託契約に係り契約書に収入印紙が貼付されていない。
措置等の内容
1 原因 収入印紙を貼付した契約書を誤って契約相手方に渡してしまった。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約相手方の収入印紙を貼付した契約書と交換した。
3 再発防止策の内容 契約書作成の際に確認を徹底するようにします。

指摘事項 (1) 契約事務
イ 下記の契約について、予定価格の設定が行われていない。また、平成 28 年 10 月 1 日契約については、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約し、実質的に契約保証金を免除している。 ・柳川市婚活応援事業業務委託契約（平成 28 年 10 月 1 日契約） ・柳川市婚活応援事業業務委託契約（平成 29 年 2 月 1 日契約）
措置等の内容
1 原因 事務担当者の契約事務処理に関する認識不足と、相手方作成の契約書への確認が不十分であった。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 課内で柳川市契約事務規則を確認し、事務処理について今回の誤りの確認と正しい処理の共通理解を図りました。また、平成 28 年 10 月 1 日契約の相手方については、柳川市契約事務規則第 29 条 3 号の規定に該当するため、契約保証金の免除ができる旨の確認も行いました。
3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則を課内職員で共通理解をしたうえで、今後このようなことがないように、適正な契約事務処理の徹底に努めます。

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 非常用発電装置保守及び定期点検契約書において、柳川市を発注者と表記しているが、契約書第 6 条では甲と表記している。

措置等の内容

1 原因

相手方の契約書ひな形を使用していて、甲・乙表記を発注者・受注者に変更してもらっていたが、変更が漏れていた箇所があり、それに気づかずに契約書を交わしてしまったため。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置中』

契約者双方の押印による契約書の修正で対応します。現在、相手方に契約書を送付中です。

3 再発防止策の内容

契約書の確認を細部まで徹底するようにします。

29柳財第844号
平成29年12月19日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部財政課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年11月30日付け、29柳監査第146号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部財政課

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 下記の自動車損害共済災害共済金の通知は平成 28 年 10 月 24 日付けだが、これに係る調定決議書の起案日は 11 月 1 日と遅れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車車両（久留米 41 い 6945：農政課）の自動車損害共済解約返戻金 ・ 公用車車両（久留米 480 き 8222、久留米 480 き 8221：総務課）（久留米 480 さ 1058 水路課）の自動車損害に対する共済金
措置等の内容
<p>1 原因 誤って振込日を起案日にしていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに決算が確定しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、見直し等を行い内容確認を徹底いたします。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア ふるさと納税包括支援業務委託契約書について、柳川市を発注者、相手方を受注者として契約しているが、同契約書第 8 条第 2 項では、それぞれを甲、乙と表記している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 煩雑時等で複数の職員による確認を怠ったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約締結済のため、来年度以降の契約から指摘の点について反映させたいと思います。</p> <p>3 再発防止策の内容 財政課で取り扱う全契約書において、誤字脱字がないか、内容について整合性、合理性が確保されているか等について確認を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 予算事務
<p>ア 予算流用申請書（節間流用）の文書に部長の決裁印がないものがある。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 流用審査担当課としての課長印が捺印されていたため、全ての決裁が終了しているものと</p>

勘違いをし、誤って流用処理をしたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後、決裁印をいただきました。

3 再発防止策の内容

今後、決裁漏れの確認を徹底します。

柳川市監査委員告示第5号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年11月に実施した市民部（税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課）、大和庁舎（市民サービス課）、三橋庁舎（市民サービス課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

29柳税務第1015号
平成30年1月5日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(市民部税務課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年12月28日付け、29柳監査第168号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 支出事務
ア 市税の過年度還付金について支出負担行為兼支出命令書の作成をせず支払いをしている。 また、支払いの際債権者から受領した領収書を誤って破棄している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>支出負担行為兼支出命令書の作成なしに過年度還付金の支払いがされたのは、窓口対応した職員の年度替わりに対する認識不足と書類の確認不足によるものです。</p> <p>また、債権者から受領した領収書を破棄したのは、会計課の指摘により兼命令書を作成する際、その領収書を「事務処理上必要ないもの」と誤った判断をしたことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>支出負担行為兼支出命令書を起票しました。</p> <p>債権者本人への支払いは終了しているため、領収書の破棄について会計管理者へ顛末を報告しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今回のことについては課全体で共有し、①不確かなことについての判断は複数人で行う(チェック体制の強化)、②重要な書類は安易に破棄せず保管する、ことを徹底します。</p>

29柳市民第738号
平成30年1月22日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(市民部市民課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年12月28日付け、29柳監査第168号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
ア 予定価格が3万円を超える消耗品の購入契約について、契約締結伺書が作成されていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>購入伺書の作成のみで契約締結伺書の作成を失念しておりました。又、決裁において確認が不十分でした。</p> <p>【消耗品購入の経過：戸籍システムのバッテリーの警告音が鳴り、入れ替えが必要になり、戸籍システムの納入業者に見積額の提示を求め、提示された見積額についてインターネット等による確認により、流通価格を調べた結果、適正価格と見込まれたため、純正部品でもあり、購入を決定しました。】</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>すでにバッテリーの交換が終了し、支払いが済んでいるため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>「柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱」等に基づき適正に事務処理を行うようにするとともに、決裁時の確認を十分にするよう注意します。</p>

29柳生環第1769号
平成30年1月12日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(市民部生活環境課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年12月28日付け、29柳監査第168号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 支出事務
ア 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請について、申請者（設置者）以外の者の住宅平面図が添付されているものがある。
措置等の内容
1 原因 補助金交付申請書を受付した際の、確認不足によるものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 業者に依頼し、申請者（設置者）の平面図に差替えを行いました。
3 再発防止策の内容 今後は、申請書に記載されている内容はもちろんのこと、添付されている図面等の各種書類についても、十分注意して審査・受付を行います。

29柳廃対第291号
平成30年2月6日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(市民部廃棄物対策課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年12月28日付け、29柳監査第168号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 29 年 3 月分の使用済小型家電売却の際、フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコン」という。）2 袋に入れて搬出しているが、正味質量の算出にあたりフレコン分の重量 6kg（3kg/1 袋）が控除されておらず、市は契約額より 97 円（6kg×16.2 円/kg）多い売却代金を収入している。
措置等の内容
<p>1 原因 計量伝票に、通常であればフレコンの重量を差し引いた正味の重量が記載されるが、この時はフレコン 2 袋としか記載されていませんでした。また、廃棄物対策課でも、頻繁にある事務ではないので見落とししたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 過年度において過剰に収入があったものであり、今年度において支出科目を設け返還いたします。</p> <p>3 再発防止策の内容 相手方にもミスがあったことを報告し、双方で注意喚起し再発防止に努めます。</p>
指摘事項 (2) 支出事務
ア 両開地区住民による武雄市リサイクルセンター視察時の手土産代を食料費から支出しているが、視察受入れに対する謝礼として贈るものについては報償費からの支出が適当である。
措置等の内容
<p>1 原因 従来慣行に従って、食物だから食糧費と安直に支出したものです。課内での決裁でもチェックできませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 決算済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当者はそれぞれの事務に細心の注意を払い、決裁権者も漫然と押印するのではなく気を引きしめて最終処理していきます。</p>
指摘事項 (3) 契約事務
ア 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

<ul style="list-style-type: none"> ・物品売買契約書（ガス冷噴霧ノズル内管、配管一式） ・賃貸借契約書（電話機設備一式） ・修繕契約書（柳川市クリーンセンター排水処理施設汚泥ポンプ取替修繕） ・修繕契約書（柳川市クリーンセンターガス冷却室内煙道補修工事） ・修繕契約書（柳川市クリーンセンターガス冷却室下部スクレーパー用リング取替補修） ・物品売買契約書（柳川市指定可燃ごみ収集袋（大袋・小袋）） ・修繕契約書（柳川市クリーンセンターごみクレーン補修整備工事） ・修繕契約書（柳川市クリーンセンター2号炉バグフィルタ用空気圧縮機修繕工事） ・修繕契約書（柳川市クリーンセンター窒素ガス発生装置部品取替工事） ・修繕契約書（大和干拓処分場浸出水処理施設修繕（攪拌ポンプ取替））
措置等の内容
<p>1 原因 従前の様式を漫然と利用したもので、利息が違うことの認識を怠ったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約完了しているため措置を行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 毎年行う契約事務ではあるが、条文のチェックなど細心の注意を払い、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>イ 下記は契約金額が 200 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託契約 ・物品売買契約（柳川市指定可燃ごみ収集袋（大袋・小袋））
措置等の内容
<p>1 原因 契約起案の際確認を怠ったため合議漏れが生じたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが合議を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案の際はその都度決裁規定を確認し再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ウ 平成 29 年 6 月 30 日及び同年 9 月 29 日に締結した缶・金属類資源ごみの売払い契約に係る予定価格の設定が行われていない。</p>
措置等の内容

1 原因
従来からの慣行に従ったため。4月からの年間契約締結の時点で予定価格を設定し、その後は3月毎に市場に変動があれば金額を変更する契約であったので、その度に予定価格を設定することはしていなかったものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
事後のため措置できません。
3 再発防止策の内容
今後は、予定価格を設定して契約金額を変更します。

指摘事項 (3) 契約事務
エ 平成29年5月2日及び同年8月18日付けのクリーンセンター運転監理業務委託契約書は、いずれも契約金額の記載のない契約書であるため印紙税は200円となるが、それぞれ400円の収入印紙が貼付されている。
措置等の内容
1 原因
契約の相手方によると、日額と予定期間とから算定される合計金額が100万円を超え200万円以下であるのでそのように貼付したとのこと。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
過納付であれば税務署へ相談するよう伝えました。
3 再発防止策の内容
印紙税については過誤のないよう相手方とともに双方で注意します。

指摘事項 (3) 契約事務
オ 缶・金属類資源ごみの売払いにあたり、収集量に固定率を乗じて残渣量と買取量を算出し買取金額を決定しているが、契約書にこの算定方法についての記載がない。
措置等の内容
1 原因
従来からの慣行に従ったもので不備であることに気がつきませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』
契約書に記載する文言について契約の相手方と協議しています。
3 再発防止策の内容
相手方と協議して、来年度の契約に算定方法を記載します。

指摘事項 (3) 契約事務
カ 一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）の収集、運搬業務委託契約書に、収集範囲に関する記載がない。

措置等の内容
<p>1 原因 従来からの慣行に従ったもので不備であることに気が付きませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 長年の業務であり、双方とも了解しているため当面差し支えないと思われます。</p> <p>3 再発防止策の内容 来年度の契約には相手方と確認の上記載します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>キ 一般廃棄物の収集、運搬、処分(中間処理)業務委託に係る受託資格審査申請書類について、下記のものがある。</p> <p>(1) 申請業者の役員の変更に伴い再提出された申請書について、收受処理が行なわれていない。また、新たに役員になった者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ、ロ、ハ及び暴力団員に該当しないことを確認しないまま業務委託している。</p> <p>(2) 申請書に添付することとされている下記書類の添付がないものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書 ・補償内容が確認できる車両保険証書の写し ・事業に使用する自己所有でない土地及び建物に係る貸借契約等を証明する書類
措置等の内容
<p>1 原因 (1) 收受処理及び確認事務がなされていないのは担当者の失念によるものです。 (2) 添付書類の不備については確認が不十分であったため。 いずれもこの時期は書類提出が集中し、毎年のことであるためミスしたものと思われます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに来年度業務委託について手続きが進んでおり、そのなかでしっかり確認して参ります。</p> <p>3 再発防止策の内容 申請書類については、チェックリスト等を活用して不備の無いよう努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ク 下記契約の受託者又は受注者から提出された工程表について、(1)は工程が全く記入されておらず、また、(2)及び(3)は契約した履行期間外に工程が記入されているが、そのまま受領されている。</p> <p>(1) 柳川市クリーンセンターガス冷却室清掃業務委託契約 (2) 修繕契約 (柳川市クリーンセンターガス冷却室煙道補修工事) (3) 建設工事請負契約 (柳川市クリーンセンター維持補修工事)</p>
措置等の内容

<p>1 原因 担当者と受諾者とは工程を含め協議を重ねていくため、その後の書類の修正がなされていないもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約期間中の業務については相手方に修正させます。</p> <p>3 再発防止策の内容 相手方とともに打ち合わせをとり書類を整え、このようなことがないよう課内のチェックを厳重にします。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>ケ 柳川市クリーンセンターガス冷却室清掃業務委託に係る事業完了届や引渡書について、事業完了前に受託者から日付等を空けた書類を預かっている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 日付を開けた書類を提出する事業者がいるが、従来からの慣行もあってそのまま受け取ってしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事前に提出された書類は全て返還しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事業者にも正しい事務処理を理解してもらい、事前提出は一切受け付けません。</p>

<p>指摘事項 (4) その他</p>
<p>ア 一般廃棄物処理業許可申請書類及び許可業務について、下記のものがある。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業許可申請書（以下「許可申請書」という。）の提出時期について、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条において「毎年2月1日から2月末日までの間」と規定されているが、平成29年1月31日付けの許可申請書を同日付けで受け付けている。</p> <p>(2) 個人で許可を受け一般廃棄物処理業を行っていた者が、新たに法人を設立し、法人として許可を受けないまま一般廃棄物処理業を行っている。また、個人として受けていた許可期間が終了するにあたり「更新」として法人名で許可申請を行い、市はこれを許可している。</p> <p>(3) 許可申請書に「収集運搬契約書(雛形)」を添付することとされているが、添付のないものがある。</p> <p>(4) 許可申請書に添付された下記の書類に、日付の記入がないものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請法人の定款（奥書証明） ・使用印鑑届 ・実績報告書

- (5) 廃棄物対策課では柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 12 条に基づき運搬車や処理施設等の検査を実施したとしているが、結果を記載した「一般廃棄物許可業者実地調査報告書」で、複数の項目が未記入のままとなっている。

措置等の内容

1 原因

- (1) 従来からの慣行によるもので、早いものは問題なしと認識していました。
(2) 法人経営者とも同一人物だったため更新としたもので、担当者の認識不足によるもの。
(3)～(5) この時期書類が集中するため確認もれ、あるいは注意不十分によるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

- (1) 今後は施行規則どおり実施します。
(2)～(4) 相手方に書類の追加等求めます。
(5) 課内で書類を整備します。

3 再発防止策の内容

許可申請時は繁忙期で多くの書類が提出されるためミスが重なったが、細心の注意を払い、このようなことが無いよう課内のチェックを厳重にします。

29柳大市第97号
平成30年1月25日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(大和庁舎市民サービス課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年12月28日付け、29柳監査第168号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

大和庁舎市民サービス課

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和庁舎西側外壁修繕契約書 ・プロパンガス単価契約書
措置等の内容
<p>1 原因 契約の際に、遅延利率を確認せず、前年度利率のまま契約書を作成したためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『一部措置済』 大和庁舎西側外壁修繕契約については、すでに履行し、支払い済みの為不措置。 プロパンガス単価契約については、現利率へ訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書作成については、前年度契約書を流用し作成する事も多いので日付、名称や規定等、内容確認を徹底します。</p>
指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 下記の契約で、契約事務規則第 29 条第 1 項第 9 号により契約保証金を免除するとしているが、根拠としている規定に合致していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンス契約書（機種：京セラ T A S alfa3511i） ・パフォーマンス契約書（機種：京セラ T A S alfa5002i）
措置等の内容
<p>1 原因 賃貸借契約と同時進行でパフォーマンス契約を行っていたため、契約保証金についても賃貸借契約と同じく、第 29 条第 1 項第 9 号に該当すると誤った解釈をしてしまったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 第 29 条第 1 項第 9 号を、第 29 条第 1 項第 3 号に訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書作成については規則等確認し、また決裁時の確認作業を徹底します。</p>
指摘事項 (2) その他
<p>ア 公印使用簿に押印公印名称の記入がないものがある。（前年度注意事項）</p>
措置等の内容

1 原因	取扱責任者押印の際の、記載内容確認不足によるものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	押印請求者に使用印を確認し、記入を行いました。
3 再発防止策の内容	公印使用簿の記入方法について関係職員で確認を行い、記入漏れの無いよう再度徹底を図ります。

指摘事項 (2) その他	
イ	耐火スカイファイル保守点検業務委託契約で契約書に市長公印を使用しているが、公印使用簿への記録を行っていない。
措置等の内容	
1 原因	公印使用簿に記録すべきとの認識はしていましたが、煩雑時等で公印使用簿への手続きを失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	指摘を受け、公印使用簿への手続きを行いました
3 再発防止策の内容	柳川市公印規則第8条に基づき、公印使用の適正な手続きを徹底します。

指摘事項 (2) その他	
ウ	大和庁舎 1 階・2 階モノクロコピー機賃貸借契約及び耐火スカイファイル保守点検業務委託契約で同一の文書番号を使用し、それぞれに起案しているのは不適切である。
措置等の内容	
1 原因	文書管理システムが新システムになり、初めての起案で回議を開始しないまま終了したため保存されず、その後起案した者が同じ番号で付番されたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	文書番号の訂正を行いました。 また、起案文書作成時は必ず回議を開始するよう関係職員に徹底を図りました。
3 再発防止策の内容	今後、システムの流れを確認し、登録終了の確認まで行います。

29柳三市第189号
平成30年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(三橋庁舎市民サービス課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年12月28日付け、29柳監査第168号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

三橋庁舎市民サービス課

<p>指摘事項 (1) 支出事務</p>
<p>ア 他団体が借上げたバスに同乗して旅行する場合は旅費雑費を支給しないこととされているが、三橋町区長会が借上げたバスに同乗して視察研修に随行した職員に対し旅費雑費が支給されている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 平成 22 年 4 月 1 日付け人事秘書課通知「旅費の見直しについて」及び平成 22 年 10 月 4 日付け人事秘書課通知「他の機関・団体から旅費が支給される場合の旅費の取扱いについて」を十分に把握していなかったことが原因であります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 支給した旅費雑費を本人から返してもらい、返還しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 「旅費の見直しについて」及び「他の機関・団体から旅費が支給される場合の旅費の取扱いについて」に基づく事務処理の徹底に努めます。</p>
<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ア 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンス契約書（三橋庁舎市民サービス課設置カラー複合機） ・パフォーマンス契約書（三橋庁舎 2 階設置カラー複合機） ・パフォーマンス契約書（三橋庁舎 2 階設置デジタルモノクロ広幅複合機） ・ユニカミノルタ複合機レンタル契約書（三橋庁舎 3 階設置コピー機）
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 3つのパフォーマンス契約書については、各複合機の賃貸借契約とは別に締結している「機械を正常に使用できる状態に保つ」ことを目的とした保守契約であるが、複合機の保守契約書が印紙税の 2 号文書（請負に関する契約書）に該当し、印紙貼付の必要があることを十分に把握していなかったことが原因であります。</p> <p>ユニカミノルタ複合機レンタル契約書は、賃貸借契約であり同契約書の条文 12 条（物件の保守）については、「賃貸人である業者が複合機の使用及び収益に必要な修繕を行う義務を負う」ため、保守契約を柳川市と業者で締結していると言えず、印紙貼付は不要。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 3つのパフォーマンス契約書について、収入印紙を貼付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

複合機のパフォーマンス契約を締結する際、印紙貼付漏れがないよう、係員一係長一課長によるチェック体制を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務

イ 自家用電気工作物保安業務委託について、3者見積もりによる随意契約とし、最低価格提示者（以下「A者」という。）を契約の相手方として決定しているが、契約形態は二者契約ではなく、A者からの申し出により別団体を交えた三者契約となっている。

このような契約形態となったのは、A者が受託者となる場合、従業員の常駐が必要となることについて、市もA者も認識しないまま見積もり合わせを実施したことが原因と考えられる。A者は従業員の常駐を回避するために、常駐せずにこの業務を受託できる別団体を加えて契約することを市に申し出、市はこれを承諾して三者契約を締結しているが、契約の実態は再委託と同様であり不適切である。

措置等の内容

1 原因

A者が柳川庁舎の電気保安管理業務を遂行していた為、本業務を三橋庁舎でも履行可能と安易に考え、A者が受託者となる場合は従業員の常駐が必要であることを認識せず、三者見積りにA者を参加させ決定したことが原因であります。

三者契約については、申出書の提出がA者からあった折に、専門家に事案の意見を求めたところ、申出書と三者（柳川市・A者・電気管理技術者）の役割を整理した本契約書は成立すると回答を得て、三者契約を締結したところであります。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

今回の契約については、現在までの保安点検業務及び絶縁監視装置の取付けなどA者は適正に業務を履行しているため、特段の措置は行っておりません。

3 再発防止策の内容

今後は、委託内容に適した資格を有しているか関係法令の確認を徹底し、適正な業者選定を行います。

柳川市監査委員告示第6号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課）、水道課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年3月30日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 末治

29柳建設第1133号
平成30年2月21日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部建設課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年1月31日付け、29柳監査第183号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部建設課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 市道証明及び道路幅員証明に係る手数料収入で、証明日は4月24日付けだが、これに係る調定決議書の起票日は同月25日と遅れている。
措置等の内容
<p>1 原因 証明日の確認を怠っていたためであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 担当係内で財務規則を確認し、事務処理について今回の誤りの内容を確認し、正確な処理を行うよう共通理解を図りました。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市財務規則第25条（調定の時期）について、担当係内で確認を行い、今後このようなことがないように、担当係長、担当者で十分に確認を行うこととしました。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 旅費雑費支給地域への旅行について、旅費の支払いがないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 旅費雑費支給地域の確認を怠り、旅行命令書への記載を忘れていたためであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅行命令書に記載を行い、該当職員に対し旅費の支給を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 職員に対し、氏名、行き先、理由等を旅行命令書に記載した上で、命令権者の決裁を受けてから旅行するように、確認を行いました。 また、公用車運転日誌に、旅費支給地域を記載した用紙を貼付し、再発防止に努めるようにいたしました。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 筑後川未来空間形成推進期成会平成29年度負担金の納入に係る文書について、収受処理も供覧もされことなく期成会等議案書及び負担金綴に綴られている。 また、矢部川改修期生同盟会負担金の納入に係る文書についても供覧されことなく同綴に綴られている。
措置等の内容

1 原因	担当係内での、確認不足でした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	指摘後、収受、供覧の処理を行いました。
3 再発防止策の内容	今後、このような事が無いように、文書について、速やかに収受、供覧処理を行うよう、係内で確認を行いました。

指摘事項 (2) 支出事務	
ウ 昭代第二線堤防除草業務について柳川市シルバー人材センター（以下「人材センター」という。）と工期を平成 28 年 11 月 30 日から平成 29 年 3 月 17 日までとして委託契約している。この内 11 月分の実施報告書が人材センターから提出されているが、この内容について十分に確認しないまま受領している。	
措置等の内容	
1 原因	着工日より速やかに作業へ入れるよう前日に現地踏査及び資材搬入を行っており、この作業時間を 11 月 30 日にプラスして計上されていた。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	受注者向けの任意の仕様書を作成しております。
3 再発防止策の内容	契約を取り交わす際、受注者への指導を徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務	
ア 市営畦無団地 2－3 2 号修繕工事の業務委託に係り 3 者から見積書として工事費内訳書を徴取しているが、この内 2 者の工事費内訳書では見積書の提出期限が過ぎた日付を修正テープによってそれぞれ提出期限内に訂正している。本来なら無効となるべき工事費内訳書で入札に参加させたことは不適切である。	
措置等の内容	
1 原因	見積書の日付が空白であることを確認しないまま受領しておりましたので、本来見積書提出業者が記入すべきところを、職員が日付を記入しましたが、その日付を誤って記入したため、修正テープにより訂正したことが原因であります。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	修繕工事が完了し、修繕費についても支払い済みであるため。
3 再発防止策の内容	担当係長と担当者で、適正に契約事務を行うことを確認しました。 また、決裁時に確認を徹底することとし、今後このようなことがないように事務を行って

まいります。

指摘事項 (3) 契約事務

イ 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・立花通線街路樹剪定業務委託
- ・柳川市内橋梁定期点検支援業務委託
- ・柳川市内道路橋定期点検地域一括発注支援業務委託

措置等の内容

1 原因

前年度契約書を上書き修正する形で契約書を作成しましたが、該当箇所については、修正せずに前年度のまま作成していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

双方合意の上に、既に契約済であるため。

ただし、次年度の契約に向けて約款内の遅延利息の率を『2.7%』に元データを修正しました。

3 再発防止策の内容

遅延利息の率を含め、元データの更新を行う担当者を限定し、通知後直ちに更新を行い、通知文と併せて回覧し、確認を行います。

また、個別の契約時においても契約同時の確認の徹底を行います。

指摘事項 (3) 契約事務

ウ 南浜武地内道路側溝蓋補修工事の原材料購入契約書について、「(以下「乙」という。)」の前に記載すべき「乙」の氏名の記載がない。

措置等の内容

1 原因

元データを上書き修正する形で契約書を作成しましたが、該当箇所については、修正せずに作成していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に契約内容について、支出済であるため。

なお、契約書を作成する元データについて、上記箇所を含む要確認箇所の欄を色付けし、確認を行えるよう作成しました。

3 再発防止策の内容

契約書作成時の確認及び契約同時での課内決裁者の確認を徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務

エ 市営隅町南団地樹木選定作業業務委託について、予定価格調書を入れた封筒が未開封のまま契約締結の起案及び決裁がされている。

措置等の内容

1 原因

予定価格については、通常、設計金額と同額で設定されております。

本件につきましては、設計金額と見積額により決裁をしておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後に開封し予定価格の確認を行い、担当係長と担当者で、適正に契約事務を行うことを確認いたしました。

3 再発防止策の内容

担当係長と担当者で、適正に契約事務を行うことを確認しました。

また、決裁時に確認を徹底することとし、今後このようなことがないように適正な事務を行ってまいります。

29柳都計第1125号
平成30年2月27日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部都市計画課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年1月31日付け、29柳監査第183号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
ア 屋外広告物許可申請手数料について、算定を誤っているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 広告塔の円の面積を誤り、算定していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 再計算した手数料との差額の戻出処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 手数料算出の確認体制を強化します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 会議時のお茶購入費等、食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 事前伺書及び支出調書を作成する認識が無かったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に購入し支払いを完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内において、指摘事項及び資料添付確認の周知と徹底を行うとともに、チェックの印を入れるなど確認の手法を強化します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 下記は何れも契約金額が 200 万円以上であり、また、(2)については長期継続契約でもあるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。
<p>(1) 公園清掃業務委託（柳川市内公園 11 箇所）</p> <p>(2) 柳川市自由通路及び柳川駅東口駅前広場トイレ等清掃業務委託</p>
措置等の内容
<p>1 原因 総務部長との合議について認識はありましたが、起工文書での決裁時に確認をミスしていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p>

指摘事項については、柳川市財務規則第4条に基づき総務部長の合議が必要でした。起工
同、契約締結同については総務部長までの後閲を行ないました。

3 再発防止策の内容

決裁時に再確認を行います。

指摘事項 (3) 契約事務

イ 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条
第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・印刷製本等請負契約書（柳川市文化財調査報告書第12集『柳川駅東部土地地区画整理事業
関係埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ』印刷製本）
- ・印刷製本等請負契約書（平成28年度柳川市都市計画マスタープラン印刷製本）

措置等の内容

1 原因

請負契約書作成時の確認ミスのため。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

指摘の請負契約については、支払遅延はなく、請負代金の支払が完了しているため。

3 再発防止策の内容

当課で契約書を作成する際には、使用する契約書の作成年度、及び遅延利息を確認のうえ
作成します。

指摘事項 (3) 契約事務

ウ 水辺の散歩道内堀（2工区）施設整備工事に係る建設工事請負契約書について、「請負代金
額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄に記載された金額が、砂消しゴ
ムにより訂正されている。これに限らず、契約書の請負代金額等、金額の訂正は厳に慎まれ
たい。

措置等の内容

1 原因

総務課から契約書を受け取った際に、請負代金額の砂消しゴム訂正と認識出来なかったた
め。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

本件については、契約書等の請負代金額等の確認を行うとともに、工事は完成してお
り請負代金の支払も完了しているため。

3 再発防止策の内容

請負代金は訂正しないこととし、訂正されたものを受注者が提出した場合は再度作成させ
ることとします。又、今回の指摘事項については、契約事務を担当する総務課とも情報を共
有し、受け取った契約書について当課で確認を行うとともに、不備と思われる箇所について
は協議を行うようにします。

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>エ 予定価格が3万円を超える物品の購入について、契約締結伺書は作成されているものの伺兼依頼書が作成されていないものがある。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 契約締結伺書を作成することとなる予定価格が3万円を超える物品購入について、伺兼依頼書を作成しなければならないという認識がなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に購入し支払いを完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内において、指摘事項及び資料添付確認の周知と徹底を行うとともに、チェックの印を入れるなど確認の手法を強化します。</p>

29柳国調第1313号
平成30年2月22日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部国土調査課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年1月31日付け、29柳監査第183号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

<p>指摘事項 (1) 支出事務</p>
<p>ア 平成 29 年 10 月 13 日の福岡市への旅行にかかる旅費について、職員に対し支給された金額が誤っている。公共交通機関を使用した往復旅費を支給しているが実際は一部公用車を使用しているため、差額分は返納されたい。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 旅行の際に、一部区間にて公用車を使用していたため、公用車運転日誌にその旨記入をしました。しかし、旅行命令簿には一部区間公用車使用の記入を行っていませんでした。このため、誤った往復経路を基に支出事務を行ったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘がありました支出事務について、まだ精算処理を行っていませんでした。金額を訂正した支出伝票を作成し、支出事務を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令簿への記入事項に誤りが無いように再度周知を行います。また、旅行後に庶務担当者による記入事項に漏れが無い確認を行います。</p>
<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ア 下記物品の購入に係る契約について、予定価格が設定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業用品（境界杭等）2 件 ・現場作業服 ・コノエダブルNo.2 赤、コノエダブルNo.2 赤 ・アルミナンバープレートCタイプ
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 上記物品を購入する際に、職員の契約事務規則について認識不足があり、予定価格調書の作成について確認を怠っていたことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約完了しているため、措置を行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則を遵守し、予定価格調書を作成いたします。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 平成 29 年 5 月 10 日、現場作業着購入契約のため徴取した請書の納入期限が誤っている。
措置等の内容
1 原因 担当職員による書類確認に不備があったことが原因です。 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約完了しているため、措置を行っていません。 3 再発防止策の内容 担当職員の書類作成に誤りがないように指導します。

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 下記の契約書に契約保証金免除についての記載がない。 ・一筆地調査支援システム等保守サービス基本契約書 ・地積調査支援システム/サーバー一式賃貸借契約書
措置等の内容
1 原因 前年度の文書を踏襲し、契約内容について確認を怠っていたためです。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約保証金免除に関する項目については、「柳川市契約事務規則第 29 条第 3 項による」と加筆訂正を行いました。 3 再発防止策の内容 契約事務を行う際は、契約事務規則に則り、契約を締結します。

指摘事項 (2) 契約事務
エ 市有地売買契約について、提出された用途廃止財産売却申請書、意見書及び同意書等の書類に日付の記入がないものや鉛筆書きされたものがある。
措置等の内容
1 原因 申請者が、申請書の記載等に不慣れなため、空白や鉛筆書きで提出し、それに加え、申請書受付の際に、記載内容の確認が不十分だったためです。 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 手続きの終了した書類に加筆等することは適切でないと思われるため措置を行っていません。 3 再発防止策の内容 申請書受付の際に、記入漏れ等の確認を、更に入念に行うよう努めます。

29柳下水第486号
平成30年2月7日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部下水道課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年1月31日付け、29柳監査第183号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
ア 出の橋架替に伴う下水道施設調整工事に係り、契約相手方から工事の竣工現場写真を提出しているが、工事箇所と相違した現場の写真を貼り付けしている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>完成図書については、出来高図や写真で確認し、その後、現地確認しております。今回ご指摘の工事箇所と相違した現場の写真は本契約外のもので、出の橋架替に伴う下水道施設調整工事の現地確認終了後に、この箇所を確認するために添付していたものです。現地確認後に取り外すべきところ、失念していたものであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>出の橋架替に伴う下水道施設調整工事の写真から取外しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>完成検査調書作成の際、再度書類の確認を行います。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 下記契約書について、第9条第2項で「第1条第3項に定める契約金額」とあるが、契約金額に係る事項は第1条第5項の誤りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.2 ポンプ井攪拌機 C/C ユニット内器具取替 ・No.2 返汚泥流量 電磁流量計修理 ・No.2-1、No.2-2 返送汚泥ポンプ解体修理 ・汚泥脱水機フレーム補修 ・薬品混和装置用減速機修繕 ・三橋第4ポンプ場汚水ポンプ修繕
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>従前に使用していた契約書様式の内容を精査することなく、複写し使用したことにより条項の内容に誤りができたこと。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』</p> <p>まだ完了していない修繕に関しては契約の内容変更が可能か検討中。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約内容を十分に把握し、条項の表記があるところに関しては特に内容を精査します。</p>

29柳水道第1397号
平成30年2月9日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市水道事業管理者 金子 健次

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年1月31日付け、29柳監査第183号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

水道課

指摘事項 (1) 支出事務	
ア	職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容	
1	原因 出張する際、当該職員が口頭での申請のみ行い、旅行命令書による申請を失念しているなど、施行規則第3条の規定に関する認識不足が原因であります。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後ではありますが、旅行命令書による申請を行い、改めて決裁を受けております。
3	再発防止策の内容 職場内で再度、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則を確認しております。また、今後、出張する職員が旅行命令書による申請を行っているか担当係長及び課長による確認を徹底することといたしました。
指摘事項 (2) 契約事務	
ア	下記の契約書は、契約保証金を免除しているが、理由についての記載がない。 ・物品売買契約書 ・積算システム賃貸借契約 ・設計業務等委託契約書（矢加部配水場外計装設備保守点検業務委託） ・建設工事請負契約書（出の橋架替工事に伴う既設管撤去及び閉塞工事） ・建設工事請負契約書（番所橋架替に伴う配水管本設工事） ・建設工事請負契約書（配水監視局計装設備新設・更新工事） ・建設工事請負契約書（変更）（栄地内輻輳管整備工事） ・建設工事請負契約書（変更）（番所橋架替に伴う配水管布設替工事） ・建設工事請負契約書（変更）（国道208号門前橋水管橋仮設工事）
措置等の内容	
1	原因 柳川市契約事務規則第29条の適用号数等の記入を怠ったことが原因であります。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に完成した工事や支払いが発生している業務もありますので、今後の契約においては、契約保証金の取扱いを確認し適切な適用号数等を記載いたします。
3	再発防止策の内容

契約書（案）作成時及び起案の際、契約保証金の取扱いについて、複数による確認の徹底を図り、適用号数等の適切な記載に努めます。

指摘事項（2） 契約事務

イ 賃貸借契約について、中途解約した場合の残存賃料の算定に用いる期間が、契約書の期間と相違している。

措置等の内容

1 原因

同様の契約を参考に契約書を作成したため、残存賃料の算定に用いる期間が誤っていることを確認せずに当該契約書を作成したことが原因であります。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

契約相手と協議を行い、誤表記の箇所については訂正を行いました。

3 再発防止策の内容

契約書（案）作成時及び起案の際、複数による確認の徹底を図ります。

柳川市監査委員告示第9号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年1月に実施した教育部（学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館）、小学校（柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校）、中学校（柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年5月21日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 末治

30柳教学第545号
平成30年4月27日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市教育委員会
教育長 沖 毅
(教育部 学校教育課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年2月28日付け、29柳監査第208号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 会議時のお茶購入費等食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が作成されていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 お茶購入等食糧費から支出するものは、伝票に添付不要のため食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書の作成不要とっていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 今回の案件については、既にお茶等を購入し、適正な金額で支出を行っていることから特段の措置を講じていないところです。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、食糧費から支出するものにつきましては、全て食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書の作成をするという意識付けを徹底することとします。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>イ 中学校体育・文化連盟事業補助金について、下記のとおり補助金額の算定に誤りがある。</p> <p>(1) 蒲池中学校の選抜卓球大会（開催日：平成 29 年 7 月 22 日～23 日）出場に係る交通費について、八丁牟田駅前から羽犬塚駅前までのバス代（往復料金 580 円）を 760 円として算定している。</p> <p>(2) 柳城中学校の中体連県大会（陸上）（開催日：平成 29 年 7 月 28 日～29 日）出場に係る雑費について、計算書は日毎に作成されているが、雑費をそれぞれ 2 日分ずつ算定している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 学校からの大会計算書の記載の確認作業において、誤りが生じたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 算定に誤りがあったものにつきまして、精査を行い補助金の返還を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 大会計算書の記載の確認を徹底するように各学校に対し指導するとともに、教育委員会においても二重チェックを行うなど再度体制を整えることとします。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>ウ 下記補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。</p> <p>また、何れも市長決裁となるが、(3)について、教育長決裁とされているものがある。</p> <p>(1) 中学校体育・文化連盟事業補助金（蒲池中学校分）</p> <p>(2) 小中学校就学奨励金</p> <p>(3) 高等学校進学奨励金</p> <p>(4) 大学進学奨励金</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>(1) 中学校体育・文化連盟事業補助金（蒲池中学校分） 総務部長の合議欄作成を失念し、決裁の際もチェック機能が働いていなかったことによるものです。</p> <p>(2)～(4) 各種団体等への補助金として認識していなかったことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>(1) 中学校体育・文化連盟事業補助金（蒲池中学校分） 事後になりますが、総務部長の合議を受けました。</p> <p>(2)～(4) 交付決定について財政課の合議を受けるとともに、教育長決裁としていたものについては市長の追認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(1) 総務部長の合議を受けていないとの指摘を受けた旨事蹟に残し、財務規則を再度確認の上、周知徹底を図ることとします。</p> <p>(2)～(4) 冊子の表紙に「市長決裁及び財政課合議」を貼り、処理を確実にすることとします。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>エ 平成 28 年度柳川市図書館委員会補助金の交付額は 200 万円以上であるが、変更交付決定にあたり総務部長との合議が行われていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>変更交付決定を行う際に、総務部長の合議を行うことについて失念していたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>事後になりますが、総務部長の合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、補助金交付の事務要領に基づき、各決裁の段階で、その都度決裁漏れを確認することを徹底することとします。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
オ 高等学校進学奨励金及び大学進学奨励金の交付にあたり所得判定を行っているが、所得判定に用いた保護者の収入について、起案文書に裏づけ資料の添付のないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 金額を確認した後、コピーを取り添付するのを失念していたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 起案文書に裏づけ資料を添付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 所得判定の資料の金額とコピーをした裏づけ資料の金額にそれぞれマーカを付け、裏づけ資料の添付漏れがないか分かるようにすることにします。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 下記は契約金額又は単価契約による年間予定総額が 200 万円以上であるが、契約にあたり総務部長との合議が行われていない。(前年度指摘事項)</p> <p>また、何れも副市長決裁となるが、(2)については教育長により決裁されている。</p> <p>(1) 大和小学校を除く柳川市立小・中学校の機械警備請負契約</p> <p>(2) 学校心臓検診委託契約</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>(1) 契約起案する際、合議の確認を怠ったため漏れが生じたことによるものです。</p> <p>(2) 小学校分と中学校分を合算すれば年間予定総額が 200 万円以上となるが、それぞれ支出科目が違うため、200 万円未満と誤解をしていたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>(1) 事後になりますが、総務部長の合議を行いました。</p> <p>(2) 契約について総務部長の合議を受けるとともに、教育長決裁としていた件については、副市長の追認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(1) 起案の際は、その都度決裁規程を確認し、二重チェックを行うなど再発防止に努めることとします。</p> <p>(2) 今回指摘を受けた内容を事蹟に残し、処理を確実にを行うこととします。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 下記の契約について、契約金額又は単価契約による年間予定総額は 10 万円以上であり決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。(前年度指摘事項)</p> <p>(1) 中学校植木剪定及び消毒業務委託契約</p>

(2) 学校給食単独調理校腸内細菌検査 5 項目業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>(1) 契約に係る起案をする際、決裁区分の確認を怠っていたことによるものです。</p> <p>(2) 検査手数料として、役務費（手数料）で支出しているため、全額課長決裁としています。</p> <p>2 措置の状況及び措置内容の概要</p> <p>(1) 措置の状況『不措置』 今回の契約自体は無効にはならないので、特段の措置は行っていないところです。</p> <p>(2) 措置の状況『不措置』 役務費（手数料）であるため、全額課長決裁であることによるものです。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(1) 各種起案の際は、その都度決裁規程を確認し、二重チェックを行うなど再発防止に努めます。</p> <p>(2) 役務費（手数料）であり、全額課長決裁であるため、特に行っておりません。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 小・中学校節水バルブ賃貸借契約について、予定価格が 100 万円以上であり決裁区分は副市長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が部長により行われている。
措置等の内容
<p>1 原因 契約に係る起案をする際、決裁区分の確認を怠っていたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 今回の契約自体は無効にはならないので、特段の措置は行っていないところです。</p> <p>3 再発防止策の内容 各種起案の際は、その都度決裁規程を確認するとともに、二重チェックを徹底するなどにより、再発防止に努めたいと考えています。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
エ 寄生虫卵（蟻虫卵）検査契約の締結に係る起案文書は平成 29 年 4 月 3 日に決裁されているが、契約締結日は決裁前の同月 1 日とされている。
措置等の内容
<p>1 原因 委託業者から送付された契約書の日付を確認せずに契約を締結したことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 今回の契約は、すでに双方記名押印し、契約が成立しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

起案文書決裁後、契約書の日付を確認のうえ契約を締結することを徹底するとともに、二重チェックを徹底するなどにより再発防止につなげたいと考えています。

指摘事項 (2) 契約事務

オ 藤吉小学校他 4 校の複写機に係る再リース契約の契約金額について、見積書でリース料総額（12 ヶ月分）は 30,120 円とされているが、契約書には「月額 30,120 円」と誤記されている。また、消費税及び地方消費税込みの金額について、見積書では「32,520 円」、契約書では「32,529 円」と相違している。

措置等の内容

1 原因

年額 30,120 円の契約書でしたが、契約内容、見積書の確認を怠っていたことによるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

今回の契約につきまして、契約期間が終了しており、また、正当な金額で既に支払いを済ませていることによるものです。

なお、見積書につきましては、年額 30,120 円（税抜き）を消費税の計算時に本来「32,529 円」とすべきところを「32,520 円」と誤った見積書が提出されていたものです。

このことから、正しい消費税の計算に基づきその後の手続きに進んだところです。

3 再発防止策の内容

今後につきましては、契約内容及び見積書等の関係書類についての確認につきまして、二重チェックを行うなどの体制整備を行うなどにより再発の防止につなげていきたいと考えています。

指摘事項 (2) 契約事務

カ 適応指導教室ありあけのコピー機に係る再リース契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

措置等の内容

1 原因

契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書を作成することについての認識が不足していたことによります。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

既に契約締結しているため。

3 再発防止策の内容

今後につきましては、事務を執行するにあたり、契約事務規則を確認すること徹底するとともに、二重チェックを実施することなどにより再発の防止につなげていきたいと考えています。

指摘事項 (2) 契約事務
キ 蒲池中学校他2校の複合機に係る複合機レンタル契約書に、契約日の記入がない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約日を記載するのを失念していたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりますが、契約日を記載しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後につきましては、契約書等の関係書類についての確認について、二重チェックを行うなどの体制整備を行うなどにより再発の防止につなげていきたいと考えています。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ク 大和小学校を除く柳川市立小・中学校に係る機械警備業務請負契約書について、対象校毎の「発注者の担当責任者」欄に緊急連絡の必要が生じた場合の連絡先の記入がない。
措置等の内容
<p>1 原因 毎年同様の契約を行っているので、契約内容の確認を怠った結果、記入漏れが生じたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 実際の運用は、「発注者の担当責任者」欄に記入すべき、校長、教頭、主幹教諭の氏名及び連絡先を別途通知しているため、今回は特段の措置はしていないところです。</p> <p>3 再発防止策の内容 今回につきましては、連絡先の別途通知で対応したところではありますが、次回契約からは、やはり「発注者の担当責任者」欄に連絡先を入れることが必要と考え、記入漏れがないよう細心の注意を払い、再発防止に努めたいと考えています。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ケ 下記の契約に係る契約保証金について、契約書や契約に係る起案文書に記載せず、契約保証金の取り扱いについて決裁を受けないまま、契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣個別契約（柳川市小中学校可燃物等回収業務） ・柳川市立小・中学校管理業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因 契約保証金の取扱いの記載確認を怠っていたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p>

今回につきましては、すでに契約を締結していることによるものです。

3 再発防止策の内容

今回につきましては、既に契約を実施していたことによるものですが、次回の契約書作成からは、担当職員段階において、契約保証金への取り扱いについての記載確認を徹底します。併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務

コ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・パフォーマンス契約 (大和中学校のカラー複写機)
- ・パフォーマンス契約 (大和小学校他 5 校の複写機)
- ・パフォーマンス契約 (教育委員会の複写機)
- ・パフォーマンス契約 (藤吉小学校他 4 校の複写機)
- ・パフォーマンス契約 (柳河小学校他 7 校の複写機)
- ・パフォーマンス契約 (適応指導教室ありあけの複写機)

措置等の内容

1 原因

パフォーマンス契約書に収入印紙を貼付することの認識が不足していたことによるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

今回の指摘を受け、事後になります。受注者側の責任において収入印紙を貼付しました。

3 再発防止策の内容

今回の指摘を受け、来年度からパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付をすることを徹底していきたいと考えています。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳川学校給食共同調理場）

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記の単価契約について、年間予定総額は10万円以上であり決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。(前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査委託契約（腸内細菌検査） ・ 検査委託契約（ノロウイルス検査）
措置等の内容
<p>1 原因 この2件の契約はともに単価契約で実施していますが、支出にあたっては、検査手数料として、役務費（手数料）で支出しているため、全額課長決裁としています。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 役務費（手数料）であることから、全額課長決裁であり、特に措置を講じておりません。</p> <p>3 再発防止策の内容 今回の案件は、役務費（手数料）であることから、全額課長決裁であり、特に措置を講じておりません。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 空調設備保守点検業務委託契約の契約期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までであるが、契約書別紙仕様書に委託期間を「平成28年4月1日～平成29年3月31日迄」と誤記している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 契約書を作成するにあたっては、多くの場合、前年度の契約書をもとに当該年度の契約書を作成しています。指摘の契約も同様に前年度の契約書をもとに作成したのですが、注意不足により契約期間の記載内容の更新を漏らしたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘の契約書に基づき、委託業務が完了し、委託料の支払いも完了しているため。ただし、委託相手にこの誤りの内容を通知し、双方が保管する契約書に真正な契約期間を書き添えることとしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の作成にあたっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 複合機に係るパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。
措置等の内容
<p>1 原因 パフォーマンス契約書には収入印紙を貼付する必要があるとの誤った認識により、貼付していなかったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該契約書に受注者側の責任により収入印紙を貼付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当職員段階において、収入印紙が必要な契約書に貼付もれがないように確認を徹底します。併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和学校給食共同調理場）

指摘事項 (1) 支出事務
ア 消耗品購入のためとして行った燃料費から消耗品費への予算流用について、流用理由とした消耗品の購入を行わず、流用した予算を他の消耗品の購入費用に充てているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 予算流用後に、流用の理由とした消耗品ではない別の消耗品の購入の必要が生じ、その購入を優先したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 予算流用、消耗品の納品とその支払い等のすべての手続きが完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 予算流用に当たってはその必要性を精査するとともに、目的外使用は厳に慎みます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 同一の目的で予算流用申請書を2件起票したため1件を取消す必要があったものについて、取消し処理を行っていない。
措置等の内容
<p>1 原因 予算流用が完了しているにもかかわらず、予算残額の確認を怠り、重ねて予算の流用をしたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 重複した流用伝票の一方を取り消しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 予算流用に当たってはその必要性を精査するとともに、予算流用時点での予算残額を把握し、流用額を決定する事務処理を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 下記の契約について、年間予定総額は10万円以上であり決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。（前年度指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査委託契約（腸内細菌検査） ・ 検査委託契約（ノロウイルス検査）
措置等の内容
<p>1 原因</p>

この2件の契約はともに単価契約ですが、支出にあたっては、検査手数料として、役務費（手数料）で支出しているため、全額課長決裁としています。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

役務費（手数料）であることから、全額課長決裁であり、特に措置を講じておりません。

3 再発防止策の内容

今回の案件は、役務費（手数料）であることから、全額課長決裁であり、特に措置を講じておりません。

指摘事項 (2) 契約事務

イ 調理場消毒業務委託契約（契約金額 48,600 円）について、業者から提出された見積書のうち1者の見積書を誤って他の契約関係書類に紛れ込ませている。そのため、当該業者の見積金額が決定業者の見積金額を下回っていたにもかかわらず、契約に至らず「辞退」として取り扱っており不適正である。

措置等の内容

1 原因

この契約に当たっては、見積書の提出がない場合は「辞退」として取り扱うこととしていました。

指摘の件については、提出された見積書を不注意により誤って他の契約関係書類の中に綴り混んでしまい、見積書の提出がないものとして、当該業者を「辞退」として取り扱っていたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに見積決定を行い、契約履行中であるため。

3 再発防止策の内容

常に書類の整理に努めるとともに、委託業務ごとのファイルを用意し、書類が混在しない取り扱いを徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務

ウ 調理等業務（夏季追加分）委託契約について、契約事務規則第 25 条に定める期間内に契約書の作成が行われていない。

また、契約書に契約業務の名称を「柳川市柳川学校給食共同調理場調理等業務委託」と誤記している。

措置等の内容

1 原因

契約事務規則第 25 条に定める期間内に契約書の作成ができなかったのは、受託者との書類の受け渡し等に不測の日数を要したためです。

また、契約業務の名称については、柳川共同調理場の契約書をもとに作成するにあたり、注意不足により、契約名称の変更を漏らしたものです。

2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘の契約書に基づき、委託業務が完了し、委託料の支払いも完了しているため。 ただし、委託相手にこの誤りの内容を通知し、双方が保管する契約書に真正な契約の名称を書き添えることとしました。
3	再発防止策の内容 契約書の作成に当たっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務	
エ	ステンレス製二重食缶購入の契約日について、契約締結伺書に「平成 29 年 9 月 13 日」と記載しているが、契約書には「平成 28 年 9 月 13 日」と誤記している。
措置等の内容	
1	原因 契約書を作成するにあたっては、多くの場合、前年度の契約書をもとに当該年度の契約書を作成しています。指摘の契約も同様に前年度の契約書をもとに作成したのですが、注意不足により契約日の修正を漏らしたものです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘の契約書に基づき、委託業務が完了し、委託料の支払いも完了しているため。 ただし、委託相手にこの誤りの内容を通知し、双方が保管する契約書に真正な契約日を書き添えることとしました。
3	再発防止策の内容 契約書の作成に当たっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務	
オ	冷暖房設備修理（吸収式冷温水機）の完成検査に係る検査員任命伺の決裁日は平成 29 年 6 月 1 日だが、決裁前である同年 5 月 31 日に完成検査が実施されている。
措置等の内容	
1	原因 検査員任命伺の決裁日の記入の際、注意不足により誤っていたことによるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 検査員任命伺の決裁日の記入に当たって、誤りがあったため、適正な日付に修正しました。
3	再発防止策の内容 担当職員において十分な注意を払い日付を記載するとともに、決裁の各段階でも確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務
カ 三方弁取替工事・配管修繕工事の完成検査は平成 29 年 3 月 31 日に実施されているが、これに係る修繕検査調書は完成検査実施前である同月 30 日に起案されている。
措置等の内容
<p>1 原因 修繕検査調書の起案日について、注意不足により誤っていたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 修繕検査調書の起案日について誤りがあったため、適正な日付に修正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当職員において十分な注意を払い日付を記載するとともに、決裁の各段階でも確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
キ 下記の契約書は一部訂正されているが、訂正印として市長印の押印はあるものの、契約の相手方の押印がない。 <ul style="list-style-type: none"> ・物品売買契約書（ハンマーキャスター用車輪） ・保守契約書（連続炊飯ライン）
措置等の内容
<p>1 原因 契約書が相手方から提出された後に誤りに気づいたため訂正を行ったものの、注意不足により相手方の訂正印の押印を失念しました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約期間が経過しているため。 ただし、委託相手にこの誤りの内容を通知し、問題点の共有化を図りました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の作成に当たっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。特に契約書の一部訂正をする場合の訂正印は、双方の印鑑が必要であるため、押印もれがないように徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ク 複合機に係るパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約の相手方から契約書が提出された際に収入印紙貼付の確認をせず、その後の負担行為等の事務処理においても注意不足により収入印紙の貼付もれに気付かなかったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 当該契約書に受注者の責任により収入印紙を貼付しました。</p>

3 再発防止策の内容

担当職員段階において、収入印紙が必要な契約書に貼付もれがないように確認を徹底します。併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋学校給食共同調理場）

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p> <p>ア 下記は契約金額が 200 万円以上であるが、契約にあたり総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）</p> <p>また、指名競争入札とされた(1) について、指名表に記載されていない業者に誤って指名通知を行い、本来であれば指名取消しを行うべきところ、「辞退」として取り扱っている。</p> <p>(1) 配送車購入に係る物品売買契約 (2) 真空冷却機購入に係る物品売買契約</p>
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因</p> <p>担当職員が起案する際に総務部長合議の記載をせず、その後の決裁段階においてもそのことに気付かなかったものであり、すべて注意不足によるものです。</p> <p>また、指名業者に関しては、決裁終了後に財政課から指名追加の連絡があり、学校教育課において、指名業者追加に必要な手続きをせずに、当該業者に指名通知を行い、当該業者が「辞退」したものです。</p> <p>取るべきであった措置として、指名通知の取り消しも考えられますが、状況から考えると指名業者追加の手続きをすべきだったと思われれます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>辞退を前提に落札を決定し、当該決裁に基づきすでに契約を締結しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書の作成に当たっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。</p>

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p> <p>イ 下記の契約について、年間予定総額は 10 万円以上であり決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処分委託契約 ・産業廃棄物処理委託契約 ・検査委託契約（腸内細菌検査） ・検査委託契約（ノロウイルス検査）
<p>措置等の内容</p> <p>産業廃棄物処分委託契約及び産業廃棄物処理委託契については部長の決裁を受けているため、報告内容から除外します。</p> <p>1 原因</p>

この2件の契約はともに単価契約ですが支出にあたっては、検査手数料として、役務費（手数料）で支出しているため、全額課長決裁としています。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

役務費（手数料）であることから、全額課長決裁であり、特に措置を講じておりません。

3 再発防止策の内容

今回の案件は、役務費（手数料）であることから、全額課長決裁であり、特に措置を講じておりません。

指摘事項 (1) 契約事務

ウ 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

- ・ 産業廃棄物処分委託契約
- ・ 産業廃棄物処理委託契約
- ・ 電話機の再リース契約
- ・ 調理用機械器具保守委託契約
- ・ マット及びモップ賃貸借契約

措置等の内容

1 原因

契約事務規則第 25 条に定める期間内に契約書の作成ができなかったのは、受託者との書類の受け渡し等に不測の日数を要した等の理由によるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

すでに契約の締結が完了しているため。

3 再発防止策の内容

契約書の作成にあたっては、相手方との契約関係書類のやり取りに期間が必要なことを念頭に置き、期間内に契約書が作成できるよう、迅速な処理に努めます。

指摘事項 (1) 契約事務

エ 排水処理施設の産業廃棄物処分業務委託契約について、決裁を受けた契約書(案)と異なる契約書にて契約締結している。

また、産業廃棄物処理委託契約書（収集運搬業務）に記載された最終処分地が、産業廃棄物処分業務委託契約書に記載された場所と相違している。

措置等の内容

1 原因

最終処分地の変更を市が把握したのが決裁の後であり、本来であれば、その変更について改めて決裁を受けるべきであったところ、その処理を省略したものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

決裁文書は完結しているため。

ただし、決裁文書に、最終処分場が変更になった旨を注記することとします。

3 再発防止策の内容

契約書の作成に当たっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。特に契約書の記載事項については十分調査し、間違いがないように努めます。

指摘事項 (1) 契約事務

オ 下記の契約は長期継続契約であるが、翌年度以降の予算が減額又は削減された場合の契約解除条項が付記されていない。

- ・機械警備請負契約
- ・自家用電気工作物の保安管理業務委託契約

措置等の内容

1 原因

注意不足による単純な誤りです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』

この2件の契約はともに3年間の長期継続契約であり、契約期間が平成31年度までとなっているため、平成30年度中に契約解除条項を付記するよう、契約の相手方と協議する予定です。

3 再発防止策の内容

契約書の作成に当たっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。特に、長期継続契約に当たっては契約解除条項の記載漏れがないように気を付けます。

指摘事項 (1) 契約事務

カ 複合機のパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。

措置等の内容

1 原因

契約の相手方から契約書が提出された際に収入印紙貼付の確認をせず、その後の負担行為等の事務処理においても注意不足により収入印紙の貼付もれに気付かなかったものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』

当該契約書に収入印紙を貼付するよう、契約の相手方と協議する予定です。

3 再発防止策の内容

担当職員段階において、収入印紙が必要な契約書に貼付もれがないように確認を徹底します。併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。

29柳教人第111号
平成30年3月19日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市教育委員会
教育長 日高 良
(教育部人権・同和教育推進室)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年2月28日付け、29柳監査第208号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部人権・同和教育推進室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<p>1 原因 急な出張であった為、旅行命令（依頼）書を作成せずに出張し、旅行命令権者の命令確認を怠っていた為です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅行命令（依頼）書を作成し、支払い処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 出張が必要な場合は、事前に旅行命令（依頼）書を作成し、旅行命令権者の命令を受けるよう徹底します。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 旅行命令書について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、承認印がない。
措置等の内容
<p>1 原因 承認印の確認を怠っていた為です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後となりましたが、承認印の押印処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 承認印の確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 予定価格が10万円以上である消耗品の購入について、室長により決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 指摘事項について確認を怠っていた為です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘事項について、決裁区分を柳川市事務決裁規程により確認し、部長の追認を受けまし</p>

<p>た。</p> <p>3 再発防止策の内容 予定価格を確かめ、その都度柳川市事務決裁規程を確認し処理します。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>イ 柳川市人権・同和教育夏期講座講演業務委託契約書について、契約事務規則第 29 条の規定により契約保証金の納付を免除するとしているが、適用号数まで記載されたい。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 指摘事項について確認を怠っていた為です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘事項について、契約書は遑及不可のため、不措置としました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度の契約を行う際に、今年度の契約事蹟を参考にすると考えられる為、今年度の契約書に付箋にて指摘事項を貼付しております。 ・内部統制機能を働かせ、複数でチェックを行い再発防止に努めます。

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ウ 柳川市人権・同和教育夏期講座音響等業務委託契約書について、市長印の押印がない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 指摘事項について確認を怠っていた為です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 市長印の押印処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 内部統制機能を働かせ、複数でチェックを行い再発防止に努めます。</p>

29柳教函第460号
平成30年3月22日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市教育委員会
教育長 日高 良
(教育部 図書館)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年2月28日付け、29柳監査第208号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部図書館

指摘事項 (1) 支出事務
ア 平成 29 年 8 月 16 日に職員が自家用車を使用して管内を旅行しているが、これに係る旅費が支払われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 出発地の確認が不十分なまま、旅費支給基準の距離（4 k m以上）を満たさないと考え、支払をしていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 旅費請求者と決裁権者に確認を行ない、支払をしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令簿に出発地（本館、両開分館など）の記載を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 書架整理用物品の購入に係る伺兼依頼書において、決裁権者の決裁印が押印されていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁文書の決裁印が押印してあることの確認が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 決裁権者に再回議を行ないました。</p> <p>3 再発防止策の内容 回議終了した決裁文書について、押印の確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 利用者貸出・館内閲覧用 A V 資料購入契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 支払遅延に対する遅延利息の率が改定される前の契約書様式を使用していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 遅延無く支払済のため。但し、契約締結事業者へは、契約様式を送付し支払遅延に対する</p>

遅延利息の率が改定されていることを説明しています。

3 再発防止策の内容

契約締結伺起案時に契約書内容の確認を徹底します。また、契約締結事業者が作成した契約書についても同様に確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務

ウ 図書館等の機械警備業務請負契約書において、別紙3・4・5の「警備計画、警備対象物件及び細則」の各第4章に市の担当責任者の職名、氏名、電話番号の記入がない。

措置等の内容

1 原因

契約書の点検が不十分でした。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

市の担当責任者の職名、氏名、電話番号の記入を行ないました。

3 再発防止策の内容

契約締結伺起案時に契約書に記入漏れなどの不備がないか確認を徹底します。また、契約締結事業者が作成した契約書についても同様に確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務

エ 柳川市立図書館エントランス東側柵修理に係り、工事起工伺、工事契約締結伺及び請書等をそれぞれに作成しているが、これらの表題が統一されていない。

またこれらの内、予定価格表の封筒、予定価格調書の表題及び工事起工伺の名称では、「東側」を「南側」と誤って記載している。

措置等の内容

1 原因

起案済文書の表題の確認が不十分でした。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

決裁権者へ説明を行ない、起案文書等の表題を統一し再回議をしました。

3 再発防止策の内容

起案するときは、起案済文書を添付し、表題などが統一されているか確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務

オ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・パフォーマンス契約書（雲龍図書館）
- ・パフォーマンス契約書（柳川市立三橋図書館）
- ・パフォーマンス契約書（柳川市立図書館蒲池分館）
- ・パフォーマンス契約書（柳川市立図書館昭代分館）

- ・複写機 F A X 複合機保守及び消耗品等供給に関する契約書（柳川市立図書館事務所内）
- ・コピー複合機保守及び消耗品等供給に関する契約書（柳川市立図書館）
- ・昇降機保守契約書（柳川市立図書館）
- ・あめんぼセンター外壁タイル調査及び補修工事契約内容変更請書

措置等の内容

1 原因

収入印紙の貼付の確認が不十分でした。

変更請書は変更金額が 0 円であったため、収入印紙の貼付を不要と勘違いしていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

契約締結事業者へ説明を行ない、収入印紙の貼付を依頼し契約書を受け取りました。

3 再発防止策の内容

契約書様式に収入印紙貼付欄を追加し、収入印紙の貼付確認を徹底します。また、契約締結事業者が作成した契約書についても同様に確認を徹底します。

30柳教学第545号
平成30年4月27日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市教育委員会
教育長 沖 毅
(教育部 学校教育課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年2月28日付け、29柳監査第208号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（城内小学校）

指摘事項 (1) 契約事務
ア 平成 28 年度の伺兼依頼書が、平成 29 年度に赴任した校長により決裁されている。
措置等の内容
1 原因 伺兼依頼書提出時の確認不足であり、伝票の取扱いの認識不足によるものでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘を受けた伺兼依頼書については、平成 28 年度の校長により追認を受けました。
3 再発防止策の内容 書類提出時に複数で再度確認を行う。 また指摘に関する規則等を把握し適切な処理を行う。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（中島小学校）

指摘事項 (1) 契約事務
ア 伺兼依頼書に、購入や検査に係る決裁印の押印がないものがある。
措置等の内容
1 原因 複数の伺兼依頼書の決裁を行った為、すべて押印したつもりが一部決裁欄に押印漏れがあった。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 伺兼依頼書の決裁欄に押印済み。
3 再発防止策の内容 担当者にて作成した書類を決裁権者にて押印後に、もう一度担当者にて書類の記入漏れ、押印漏れの確認を十分に行い再発防止に努める。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（垂見小学校）

指摘事項 (1) 契約事務
ア 伺兼依頼書について、下記のものがある。 (1) 平成 28 年度の伺兼依頼書が、平成 29 年度に赴任した校長により決裁されている。 (2) 購入や検査に係る決裁印の押印がない。
措置等の内容
1 原因 (1) 出納整理期間中の伝票の取扱について誤った認識をしていた。 (2) 数件の伝票をまとめて決裁していたため。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 (1) 平成 28 年度の伺兼依頼書については、平成 28 年度の校長に追認を受けた。 (2) 決裁印の押印がないものについて平成 28 年度の校長により決裁した。 3 再発防止策の内容 (1) 事務連絡を毎年度見直し、該当伝票は十分チェックをするなどして再発防止に努める。 (2) 決裁印の押印漏れがないか、提出前に再度チェックすることで再発防止に努める。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳城中学校）

指摘事項（1） 契約事務
ア 伺兼依頼書に、購入に係る決裁印の押印がないものがある。
措置等の内容
1 原因 伺兼依頼書提出の際に点検したつもりでいたが、決裁印を見落とした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 伺兼依頼書に決裁印を押印した。
3 再発防止策の内容 再度点検確認し、押印漏れがないよう再発防止に努めたい。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋中学校）

指摘事項（1） 契約事務
ア 伺兼依頼書及び契約締結伺書に、購入、検査員の任命及び検査に係る決裁印の押印がないものがある。
措置等の内容
1 原因 伺兼依頼書及び契約締結伺書を締め切り間際に多数まとめて作成した際、点検が十分でなく、不備があった。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 伺兼依頼書及び契約締結伺書に、購入、検査員の任命及び検査に係る決裁印を押印した。
3 再発防止策の内容 締め切りに余裕を持って書類を作成し、内容や、決裁印の漏れなどがないか、十分に点検し、再発防止に努める。

柳川市監査委員告示第10号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年2月に実施した保健福祉部（福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年5月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

30 柳福祉第180号
平成30年5月15日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部福祉課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年3月30日付け、29柳監査第238号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部福祉課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 27 年 2 月に行った平成 24 年度葬儀取扱所利用料及び葬儀品売却代の未収金に係る債権差押命令の申立てに係る執行費用を、平成 29 年 4 月 1 日に新たに調定している。債権に係る調定は債権発生時に速やかに行われたい。
措置等の内容
<p>1 原因 差押執行費用分の調定を失念し時期を逸しておりました。 また、発生日を差押命令申立日平成 27 年 2 月 10 日と考えると、利用料とは別の債権として調定すべきでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 利用料と差押執行費用を別にして、改めて調定しています。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定を要する原因が発生した際は、速やかに起票します。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
イ 平成 24 年度災害援助資金貸付金に係る償還金元利収入について、調定が漏れているものがある。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 調定を計上するのを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査での指摘を受け平成 29 年度調定を計上いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、現年度・過年度の事務処理において遺漏がないよう徹底を図ります。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 会議時のお茶購入費等食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が作成されていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 食糧費支出において、会議等でお茶購入については、「食糧費支出調書」は伝票へ添付不要とされています。これを「食糧費支出事前伺書」及び「食糧費支出調書」の作成不要と認</p>

識を誤っていたことが原因です。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

食糧費支出事前伺書及び支出調書が作成されていないという指摘に対し、既に支出済のため、事前の伺を作ることは出来ませんが、支出調書を作成して支出伝票に添付しました。

3 再発防止策の内容

「食糧費支出事前伺書」及び「食糧費支出調書」は、すべての食糧費支出に際して必要との認識で、今後対応いたします。

指摘事項 (2) 支出事務

イ 柳川市先進的事業支援特別事業費補助金交付申請書について、交付申請額が砂消しゴムで訂正されているものがある。砂消しゴムによる訂正はもちろんのこと、交付申請額を訂正すること自体不適切であるため、このような場合には改めて交付申請書の提出を求められたい。

措置等の内容

1 原因

申請書受領後の確認ミスによるものです。

再提出を求める必要があったにも関わらずそれを怠っていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事業所へ再提出を求め、提出いただいています。

3 再発防止策の内容

申請受理後は、砂消し、修正液などによる訂正がないか確認を行い、先の訂正があれば再提出を指示いたします。

指摘事項 (2) 支出事務

ウ 認知症カフェ事業補助金に係る事業実績報告書に、購入店のポイントが付与されたことが確認できるレシートが添付されているものがあるが、補助金の算定にあたり付与されたポイント相当分の金額を控除するなどの措置はされていないため、実質的に要した補助対象経費以上の補助金を交付したこととなり不適切である。

措置等の内容

1 原因

補助金交付申請の段階で、個人のポイントカードを使用して用品調達を行うことを想定していなかったために、ポイント還元相当の金額の説明をしていませんでした。

また、実際のポイント累積による還元額が不明であったことから、把握できていませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』

平成 29 年度実績報告を確認しまして、ポイント付与分は按分して補助金対象経費から差し引くよう指導を行います。

3 再発防止策の内容

申請の段階で、ポイント付与分は他収入扱いとし、補助の減額対象となることもありえる旨を説明し、基本的には個人のポイントカードは使用しないよう指導を行います。

指摘事項 (2) 支出事務

エ 柳川市福祉ホーム事業補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書が作成されていない。(前年度指摘事項)

また、補助金交付決定について財政課との合議が行われていないものがある。(前年度指摘事項)

措置等の内容

1 原因

実績調査報告書の作成と、補助金交付決定の財政課合議を失念していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

監査での指摘を受け、事後になりましたが、平成 28 年度実績調査報告書の作成と、平成 28 年度分補助金交付決定に財政課合議を受けました。

3 再発防止策の内容

今後は、複数人でチェックにあたるなど事務処理において遺漏がないよう徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 委託事業である敬老会事業の実績報告書について、收受処理及び回覧が行われていない。

また、下記のものがある。

- ・支出額が収入額を超えているが、不足額をどのようにして補ったのか記載されていない。
- ・受託者の押印がない。
- ・原本ではなく写しが提出されている。

措置等の内容

1 原因

收受及び回覧については失念をしておりました。

不足額の補填については、補助金交付額が支出額より下回っていたため、補助金の精算(返還)が不要と思い、そこまで確認していませんでした。

原本添付についても、写しで確認ができていたため、原本提出をお願いするのを失念していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置中』

差し替えの提出をお願いしています。

3 再発防止策の内容

公民館への事前説明会の折に実績報告での留意点を説明し、実績報告書提出の際には印漏れや書類不備等の確認を係全員に回覧を行います。

指摘事項 (3) 契約事務
イ 複合機の賃貸借契約について、提示された見積金額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた額は予定価格を超えていたが、消費税等を加えずに比較し、予定価格内であるとして契約締結している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>予定価格設定時に、消費税及び地方消費税が含まれているものと見誤り、税抜価格を記入しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約締結しているため</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>予定価格設定には消費税等を確認し、見積状況調書で予定価格内の見積額比較であるか、担当者及び係長による再チェックを行い、事務処理に細心の注意を払います。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 臨時福祉給付金事務室用複合機賃貸借契約について、一月分の使用料見込額と搬入搬出料の合計により2者を見積金額を比較して契約相手を決定しているが、契約期間中の使用料見込額と搬入搬出料の合計により見積比較すると、もう一方の見積金額の方が安価となる。見積比較は、契約期間中の予定総額により行われた。また、見積業者に対し、見積比較方法について事前に明示しておかれた。なお、この契約に係る予定価格調書に記載された予定価格と入札比較価格に整合性がない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>あらかじめ契約期間の総量は確定できないとして、月あたりの使用料を見込んで契約しておりました。</p> <p>見積業者に対して、月あたり1,000枚利用の金額と搬入搬出費用にて見積比較を行なうことと、契約期間を4月21日から6月30日までと伝え見積書を徴収しました。指摘のとおり、契約期間中の使用料見込額により見積比較すべきでした。</p> <p>また、入札書比較価格（消費税を含まない）月1,000枚＋搬入搬出料金の金額については¥30,000が正しいが、事務処理を行う中で、誤って入札書比較価格に¥35,000と記入していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約締結しているため</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>次回からは、見積業者に対し、見積依頼書に明記し依頼します。また、予定価格の計算においても、記入誤りという初歩的なミスがないよう担当者及び係長による再チェックを行います。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 障害福祉サービス請求内容チェックシステム（オクトパス ver.4）賃貸借契約について、契約書に記載された契約締結日は平成 29 年 4 月 1 日だが、発注書は同年 3 月 30 日付けで発行されている。発注は支払いの義務を生じさせる行為であるため、前年度中に予算の裏付けなく行うことはできない。
措置等の内容
1 原因 日付の確認をよくしないまま発注書を発行してしまいました。 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに発注しているため 3 再発防止策の内容 今後は、複数人でチェックにあたるなど事務処理において遺漏がないよう徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務
オ 柳川市介護予防事業業務委託契約について、契約締結にあたり徴取した見積書に積算誤りがあったため、職員が鉛筆で訂正し「見積書差替予定」と書いた付箋を貼付しているが、その後、見積書の差替えが行われていない。 また、契約書に委託する業務内容の記載がないため、業務委託仕様書を合わせて袋とじするなどして補完されたい。
措置等の内容
1 原因 年度初めの契約締結繁忙期で失念しておりました。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 受託事業所へ連絡し、差し替えを行っています。 3 再発防止策の内容 繁忙期であっても、差し替えが必要な場合はその都度連絡を行い、きちんと整理を行うようにいたします。 また、係回覧の段階で不備があれば起案者へ確認するようにいたします。 最後に、係長チェックで不備があった箇所の確認を定期的に行うようにいたします。

指摘事項 (3) 契約事務
カ 柳川市障害者相談支援事業委託契約について、随意契約の根拠規定とした施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数が誤っている。 また、契約金額は 200 万円以上であるが、契約締結にあたり、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）
措置等の内容
1 原因

<p>適用号数の誤りは記載ミスによるものです。また、総務部長の合議については失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>監査での指摘を受け、事後になりましたが、適用号数を修正し、総務部長合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、契約事務規則と財務規則を再度確認し、事務処理において遺漏がないよう徹底を図ります。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>キ 手話通訳者設置事業及び派遣事業に係る傷害保険について、補償の対象となる事業は通年実施しているものであるため、年度当初から加入する必要があったが、加入日が平成 29 年 7 月 1 日と遅れている。</p> <p>また、平成 28 年度については全く加入していない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>平成 28 年度については保険に加入するのを失念していました。平成 29 年度については加入漏れに途中で気づいたため、加入事務処理が遅れてしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>保険の性質上、遡及加入ができないため不措置</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>この失敗を教訓に、平成 30 年度は年度当初から加入しています。また、担当者が替わっても引継ぎ事項として遺漏がないよう徹底を図ります。</p>

<p>指摘事項 (4) 財産管理事務</p>
<p>ア お年玉くじ付き年賀状の当選により引き換えた切手を、「予備切手」と書いた封筒にて保管しているが、市に帰属する年賀状の当選によるものであれば、入手方法を明らかにし、郵便切手使用簿に受け入れて管理されたい。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>郵便切手使用簿では、役務費の通信運搬費で購入したものだけ管理するものと思込んでいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>「予備切手」の入手方法は、地域包括支援センター宛に出された年賀はがきで当選したお年玉切手シートです。市に帰属するものですので、郵便切手使用簿で合わせて、管理することとし、切手の受け入れ枚数との入手方法を明記しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

今後、郵便切手使用簿へ記載をして一括管理をします。

指摘事項 (5) その他
ア 業務委託は契約により成立するものであるため、柳川市福祉バス運営要綱及び柳川市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に予め受託者となる法人名を明記しているのは不適切である。
措置等の内容
1 原因 市合併当初から気づかずに明記したままでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 今回の監査ヒアリングにおいて指摘がありましたので、要綱改正を行い、法人名を削除しました。
3 再発防止策の内容 今後、要綱内に受託法人等の記載をしないように留意します。

30 柳生支第60号
平成30年4月20日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部生活支援課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について

平成30年3月30日付け、29柳監査第238号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 平成 26 年 7 月 1 日以後に支弁した生活保護費に係る生活保護法第 78 条に基づく徴収金について、地方自治法施行令第 171 条の 6 に規定する履行延期の処分が行われているものがある。</p> <p>生活保護法第 78 条に基づく徴収金（以下「徴収金」という。）は、以前、非強制徴収公債権とされていたが、平成 26 年 7 月 1 日に生活保護法の一部を改正する法律が施行されたことにより強制徴収公債権に改められたため、施行日以後に支弁した生活保護費に係る徴収金について、地方自治法施行令第 171 条の 6 に規定する履行延期の処分を行うことはできない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 前任者からの業務引継時に、意思疎通がうまくいかず正確に伝わらなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 福岡県保護・援護課に問い合わせたところ、従来どおり履行延期を行ってかまわないとの回答であった。</p> <p>また、生活保護世帯に分割納付を認めなければ間違いなく滞納が増えるし、差押えをしようにも資産がないため実効性は極めて低いため、履行延期で分割納付を認めるほうが納付促進に繋がる。</p> <p>3 再発防止策の内容 引継書は文書で作成しているが、記載漏れや引継ぎミスがないよう時間をかけて行うように意思統一を図った。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 生活保護レセプト管理システムクラウドサービス導入契約に係る契約書に、契約期間が明記されていない。また、契約にあたり受託者とは口頭で契約期間を確認していたが、契約締結に係る起案文書に終期を誤って記載し、そのまま決裁を受けている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 作成した起案文書の確認を十分行っていなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 起案文書のため過去に訴求して訂正することが出来ないため。また、契約書については、すでに契約期間が終了していたため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 作成した文書及び契約書についての確認を十分行うように意思統一を図った。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 下記の契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書 (生活保護レセプトシステムクラウドサービス導入契約) ・契約書 (生活保護レセプト管理システムレセプトプラス使用料契約)
措置等の内容
<p>1 原因 総務課からの文書「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」の改正について (通知) を確認していなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 指摘を受けた日が契約期間終了近くであり、遅延利息の利率を適用するような事案が発生する事も考えにくいため不措置とした。 平成 30 年度の生活保護レセプト管理システムレセプトプラス使用料契約については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とした。(平成 30 年度の生活保護レセプトシステムクラウドサービス導入契約の契約はない。)</p> <p>3 再発防止策の内容 契約時には、総務課通知により遅延利息の率を確認するよう意思統一を図った。</p>

30 柳子支第132号
平成30年4月20日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部子育て支援課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年3月30日付け、29柳監査第238号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部子育て支援課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 平成 29 年度柳川市母子寡婦福祉会補助金について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行なわれていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>当該事案に関しては課内で留意しておりましたが、補助金決定の際に、総務部長の合議を受けていなかったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>指摘後、事後処理となりましたが、総務部長の合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、より一層留意して財務規則に基づく事務処理を行うように課内で意思統一し、事務の遺漏がないよう努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 下記の補助金について、相手方から交付申請書を 2 部受領している。また、(2) については請求書も 2 通受領している。
<p>(1) 平成 28 年度障害児保育事業補助金交付申請書（昭代保育園）</p> <p>(2) 平成 28 年度障害児保育事業補助金交付申請書（柳川保育園）</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>各保育園より、誤って 2 部提出されていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>指摘後、事跡の整理（廃棄）を行っております。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、より一層留意して、2 部提出があった場合には、1 部を返却いたします。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 「柳川市保育料収納事務委託契約」について、年間予定総額は 200 万円以上であるが、契約にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>当該事案に関しては課内で留意しておりましたが、保育料収納事務委託契約の際に、総務</p>

部長の合議を受けていなかったものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後、事後処理となりましたが、総務部長の合議を受けました。

3 再発防止策の内容

今後は、より一層留意して財務規則に基づく事務処理を行うように課内で意思統一し、事務の遺漏がないよう努めます。

指摘事項 (2) 契約事務

イ 「柳川市児童扶養手当障害認定審査委託契約書」について、相手方を「受注者」と表記しているが、同契約書第5条2においては「乙」と表記している。

措置等の内容

1 原因

契約書の相手方を誤って「乙」と記入したものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

本年度において、契約業務が発生しなかったため、契約書の訂正は行っておりません。

3 再発防止策の内容

今後は、より一層留意して財務規則に基づく事務処理を行うように課内で意思統一し、事務の遺漏がないよう努めます。

30柳健康第276号
平成30年4月26日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部健康づくり課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について

平成30年3月30日付け、29柳監査第238号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査に置け津指摘事項の措置状況報告書（別紙）のとおり

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 下記の調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は財務規則第 25 条の規定により、適正な時期に起票をされたい。 <ul style="list-style-type: none">・聖マリア学院大学看護学部実習委託料（平成 29 年度）・看護専攻科実習費（平成 29 年度）
措置等の内容
1 原因 納入の通知を発するものの調定の時期は原因の発生したとき起票するところを誤って、事務処理を行った日の日付で起票していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに入金済みであり、起票日の変更ができません。
3 再発防止策の内容 柳川市財務規則第 25 条（調定の時期）を再度確認し、今後は、事務処理にあたります。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 旅行命令書に命令権者による命令印や所属長の印のないものがある。
措置等の内容
1 原因 旅行命令書と公用車運転日誌を照合したところ、市外に公用車で出張した際、公用車運転日誌に記入する公用車使用日付を 10 月 13 日とすべきところを 12 月 13 日と誤って記入していました。 したがって、12 月 13 日の旅行命令は、存在しません。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 公用車運転日誌に、記入していた公用車使用日付を 10 月 13 日に修正しました。
3 再発防止策の内容 運転日誌を書く際は、誤った日付とならないように注意します。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 平成 29 年度施設予防接種業務委託変更契約書（平成 29 年度）に係り、契約期限について「平成 30 年 1 月 31 日」とすべきを「平成 30 年度 1 月 31 日」と誤っている。
措置等の内容
1 原因

<p>契約書作成事務の単純な変換ミスです。 作成後の確認作業を怠っていることが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査指摘後、直ちに文言の修正を行い、契約書の修正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 文章作成後、複数回確認作業を行うようにいたします。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>イ 国保情報集約システム連携に係る柳川市国保システム改修業務委託契約に係り、業務完了届で、検査立会人の氏名を訂正しているが訂正印がない。また、業務完了認定通知書について受注者の宛名を未記入のまま通知している。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 決裁や発送について作成者による確認を怠っており、相手業者に対する確認もしていなかったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 検査立会人の氏名訂正については、訂正印を押印。業務認定完了通知書については、宛名を記入して再度送付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁終了後の処理について、十分確認をしたうえで相手方にも確認をします。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>ウ 国民健康保険税納付書等印刷製本等請負契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 毎年、印刷・契約が必要であるため、前年度の様式をそのまま使用してしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに業務が完了し、支払いも済んでいるため訂正ができません。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、率改定公表の時期および契約の時に、変更がないかをその都度確認し、事務処理にあたります。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課（保健福祉センター）

指摘事項（1）収入事務
<p>ア 下記の調定決議書について会計管理者に通知しないまま保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和総合保健福祉センター 使用料（12月1日～12月27日） ・大和総合保健福祉センター トレーニングルーム使用料（12月1日～12月27日） ・大和総合保健福祉センター 諸室使用料 12月15日 ・大和総合保健福祉センター カラオケ使用料 平成28年12月分 ・大和総合保健福祉センター 公衆電話代 平成28年12月分 ・三橋総合保健福祉センター 老人福祉センター使用料（12月1日～12月27日） ・三橋総合保健福祉センター トレーニングルーム使用料（12月1日～12月27日） ・三橋総合保健福祉センター カラオケ使用料 平成28年12月分
措置等の内容
<p>1 原因 担当部長である保健福祉部長の決裁終了後、会計管理者へ通知すべきところを失念しそのまま保管していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘により、会計管理者に通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁文書を受領した者が確認を行い、再度文書を保管する担当が確認することとします。</p>

指摘事項（1）収入事務
<p>イ 下記の調定決議書について、決裁権者である部長の押印欄に課長の印を押印している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三橋総合保健福祉センター 老人福祉センター（6月1日～6月30日） ・三橋総合保健福祉センター トレーニングルーム（6月1日～6月30日）
措置等の内容
<p>1 原因 決裁文書受領者が押印等の確認を怠り、そのまま保管していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘により、事後の決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 押印等の確認を行い、再度文書を保管する担当が確認することとします。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 三橋総合保健福祉センター（デイサービスセンターサンブリッジ）使用料を過大に請求したことにより、返還に当たり還付加算金が発生している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>三橋総合保健福祉センター地下タンク内の重油は、老人福祉センターとデイサービスセンターが使用し、重油は柳川市が業者から購入しています。</p> <p>デイサービスセンターには実使用量を測定するメーター計が設置してあり、これにより実使用量を算出した数値で算定すべきところを、誤って柳川市が業者から購入した重油の全量を実使用量として算定したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>柳川市の過大請求に対し使用料の納入をしてもらっていたものなので、正規の手続きにより還付加算金の支払いを行うこととなりました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>使用料の請求をする際にはチェックリストを作成し、複数の職員で確認することとしました。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 大和総合保健福祉センター「トレーニングルーム」の受付業務委託において、予定価格調書を封入する予定価格表の封筒を封印していない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>決裁文書（予定価格表封筒）受領者が押印の確認を怠り、そのまま契約事務をしていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>予定価格封筒はすでに開封をしており、また当該業務が完了しているため、措置していません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>決裁文書の受領者が押印等の確認を再徹底し、契約事務の際には複数の職員で確認することとします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
イ 三橋総合保健福祉センターの機械警備業務請負契約書において、機械警備実施計画書の「甲の緊急連絡先」デイサービス分に責任者の役職、氏名、電話番号の記入がない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>三橋総合保健福祉センターの機械警備業務請負契約締結時に契約相手方の契約書には</p>

デイサービス分の責任者の役職、氏名、電話番号の記載を行っていたが、柳川市保管の契約書にその分の記載を失念していたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

契約相手方に契約書の内容を確認し、契約書への記載を行いました。

3 再発防止策の内容

契約書内容については複数の職員によるチェックを行うこととします。

指摘事項 (3) 契約事務

ウ 下記の契約書について、参照する条文の記載を誤っている。

(1) 契約金額に係る事項は第1条第4項であるが、第9条第2項で「第1条第3項に定める契約金額」と誤っているもの。

- ・柳川温泉「南風」ろ過ポンプ及び加圧ポンプ分解整備
- ・柳川温泉「南風」冷水給水ポンプユニット取替修繕
- ・柳川温泉「南風」真空式温水ヒーター部品取替修理
- ・大和トレーニングルーム空調機取替修繕工事
- ・サンブリッジ高圧気中開閉器取替修理

(2) 設置場所に係る事項は第2条であるが、第6条第1項で「第1条の設置場所」と誤っているもの。

- ・自動券売機の賃貸借契約（柳川総合保健福祉センター 柳川温泉 南風）
- ・自動券売機の賃貸借契約（柳川総合保健福祉センター すこやかルーム）
- ・自動券売機の賃貸借契約（大和総合保健福祉センター）
- ・自動券売機の賃貸借契約（三橋総合保健福祉センター）

(3) 保守料金に係る事項は第7条であるが、第8条で「第6条の保守料金」と誤っているもの。

- ・自動券売機の保守借契約（大和総合保健福祉センター）
- ・自動券売機の保守借契約（三橋総合保健福祉センター）

措置等の内容

1 原因

契約書条文の細部までの確認を失念していたものです。

2 措置内容の概要

(1) 措置の状況『措置済』

契約相手方に説明し、契約書の訂正を行いました。

(2) 措置の状況『措置済』

契約相手方に説明し、契約書の訂正を行いました。

(3) 措置の状況『措置済』

契約相手方に説明し、契約書の訂正を行いました。

3 再発防止策の内容

契約書内容については複数の職員によるチェックを行うこととしました。

柳川市監査委員告示第12号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年3月に実施した産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課）、農業委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年7月20日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 近藤 未治

30柳農政第342号
平成30年5月23日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部農政課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年4月27日付け、30柳監査第19号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 農政課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 29 年度福岡県農業次世代人材投資事業補助金に係る調定決議書は、当初の交付決定通知により起票されず、変更交付決定後の確定額にて、当初の交付決定日に遡って起票されている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>受給者の前年度の所得が確定後、前年所得額に応じて減額される場合があり、給付額の減額調整があった後の金額（概算払い）の段階で調定決議書を起票したため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>交付決定が通知された時点での調定決議書に改めた。</p> <p>① 交付決定日に調定決議書を起票</p> <p>② 変更交付決定日に調定変更決議書を起票</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>職員の理解を深め、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 柳川市多面的機能支払交付金の変更支出負担行為決議書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為決議書は、財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>事務処理誤りのため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>平成 28 年度が終了したため</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>日付の再確認を行うなど事務処理を見直し、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 平成 29 年度柳川市緑づくり推進協議会の補助金交付申請書について、申請印のないまま受付している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>柳川市緑づくり推進協議会の事務局を農政課で行っており、申請書類に間違いがないとの思い込みから、受付時の確認が不十分だったため</p>

2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 押印し適切な事務処理を行った。
3	再発防止策の内容 職員の理解を深め、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。

指摘事項 (2) 支出事務	
ウ	平成 28 年度柳川市青年就農給付金給付事業補助金 (3 件) について、事業が完了しているにもかかわらず補助事業実績報告書が提出されていない。
措置等の内容	
1	原因 補助事業実績報告書の提出の確認漏れのため
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 補助事業実績報告書の提出を受けた。 また、補助事業実績調査報告書を作成起案し、市長決裁を受けた。
3	再発防止策の内容 補助金交付事務についての事務の流れを充分理解し、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。

指摘事項 (2) 支出事務	
エ	下記の補助金について、柳川市補助金等交付規則第15条の規定に基づく補助事業実績調査報告書が作成されていない。 ・平成28年度農業経営体育成資金利子助成金 ・平成 28 年度下期農業近代化資金利子補給補助金
措置等の内容	
1	原因 補助事業実績調査報告書の作成を失念していたため。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 補助事業実績調査報告書を作成起案し市長決裁を受けた。
3	再発防止策の内容 補助金交付事務についての事務の流れを充分理解し、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。

指摘事項 (2) 支出事務	
オ	平成 29 年度水田農業担い手機械導入支援事業費補助金について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
措置等の内容	

1 原因	過去の事案で、提出された請求書の日付が決裁日と整合がとれないという理由で、相手方に再提出をお願いすることがあったことから、相手方との手続きを簡潔にするためこのような指示を行った。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	補助金交付事務は既に完了しており措置はできていない。
3 再発防止策の内容	疑念を持たれかねない行為であり、今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る事前事後の確認を徹底する。

指摘事項 (2) 支出事務	
カ	職員が旅行命令による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅行に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容	
1 原因	旅行命令簿への記載及び支払いに関する事務を失念していたため
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	平成 29 年度が終了したため。平成 30 年度から遺漏が無いよう努める。
3 再発防止策の内容	職員個々が出張に関する制度内容を充分理解し、出張に当たっての報告命令を徹底する。

指摘事項 (3) その他	
ア	柳川市農業再生協議会会計について、職員に対し旅費を支払う際、複数の旅行のうち1件分の旅費雑費を算入せず、誤った金額で支出している。
措置等の内容	
1 原因	支出伺兼支出伝票の起票時において、集計漏れがあった。また、決裁処理時においても、誤りに気付かなかったことによるもの
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	支出伺兼支出伝票の起票と決裁処理を行い、不足していた旅費雑費を支出・支給を行った。
3 再発防止策の内容	担当者の確認を促すとともに、決裁処理時のチェックを徹底する。

指摘事項 (3) その他

イ 柳川市認定農業者連絡協議会会計について、下記のものがある。

- (1) 旅費や指導料を本人の口頭申し出のみで本人以外の口座へ振り込んでいる。
- (2) 2名に対する作業賃の支出伝票に領収書の添付がない。
- (3) 支出に計上すべき会費の口座振替手数料について、会費より差引きし収入に計上している。

措置等の内容

- (1) ① 原因
申し出を受けた際に委任状の徴収を失念していたため
- ② 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
委任状の徴収を行った。
- ③ 再発防止策の内容
担当者の確認を促すとともに、決裁処理時のチェックを徹底する。
- (2) ① 原因
指導料と一緒に作業賃の振込をしていたため
- ② 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
作業賃の明細を作成し、指導料と作業賃と一緒に振込した旨を記載した。
- ③ 再発防止策の内容
担当者の確認を促すとともに、決裁処理時のチェックを徹底する。
- (3) ① 原因
担当者が会費から差引きし収入に計上をしていた。
- ② 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
再度、口座振替手数料についての支出伝票、会費についての収入伝票を作成した。
- ③ 再発防止策の内容
職員個々が経理に関する内容を充分理解し、決裁処理時のチェックを徹底する。

30柳水路第133号

平成30年5月30日

柳川市監査委員 松藤 博明 様

柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次

(産業経済部水路課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年4月27日付け、30柳監査第19号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水路課

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 随時の収入に係る調定の時期について財務規則で「原因の発生したとき」と規定されているため、行政財産使用料に係る調定決議書は行政財産使用許可決議書の決裁日に起票することとなるが、それと異なる日付で起票されているものがある。</p> <p>また、調定決議書に行政財産使用許可決議書の写しが添付されていないものがある。</p> <p>(1) 行政財産使用許可決議書の決裁日と調定決議書の起票日が相違しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（決裁日H29. 10. 31、起票日H29. 11. 1） ・ 大和干拓第1排水機場内敷地使用料（決裁日H29. 5. 19、起票日H29. 5. 23） <p>(2) 調定決議書に行政財産使用許可決議書の写しが添付されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（使用期間H29. 11. 1～H29. 12. 31） ・ 大和干拓第2排水機場内敷地使用料（使用期間H29. 9. 1～H29. 9. 10） ・ 大和干拓第2排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 3. 1～H29. 3. 31） ・ 磯鳥排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 2. 6～H29. 3. 31）
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>(1) 調定決議書を作成した際に、作成日を起票日としました。</p> <p>(2) 行政財産使用許可決議書の写しを必ず添付することを認識していませんでした。</p> <p>2 措置の状況及び措置内容の概要</p> <p>(1) 『不措置』調定決議書の日付変更を財務会計システムで行うことができないため</p> <p>(2) 『措置済』行政財産使用許可決議書の写しを調定決議書に添付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(1) 起票日につきまして、確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p> <p>(2) 今後は添付漏れがないよう確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
<p>イ 下記の行政財産使用料の算定に誤りがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 11. 1～H29. 12. 31） ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（使用期間 H30. 1. 1～H30. 2. 28）
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>計算ミスによる算定誤りでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>算定をやり直したうえで、相手方に差額を平成30年4月5日に還付しました。</p>

3 再発防止策の内容

使用料を算定する際に、複数人でチェックを行い、誤りが起こらないよう努めてまいります。

指摘事項 (1) 収入事務

ウ 過年度分水路使用料の収入簿について、消し込みが 1,680 円分漏れている。

措置等の内容

1 原因

過年度分水路使用料の収入簿に、消し込みを行う際に、消し込み忘れが生じていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

確認を行い、消し込みを行いました。

3 再発防止策の内容

消し込み忘れ等がないよう、収入額合計との突合を行い再発防止に努めてまいります。

指摘事項 (2) 支出事務

ア 下記補助金の交付決定にあたり、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。

- ・大和町土地改良区事務費補助金
- ・大和干拓土地改良区事務費補助金

措置等の内容

1 原因

合議欄の確認誤りによるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

後日、直ちに財政課へ合議を行いました。

3 再発防止策の内容

決裁文書に合議欄へ付箋を貼るなどして再発防止に努めます。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 契約にあたり予定価格が設定されていないものや設定方法が不適切なもの、見積書が徴取されていないもの、契約金額が200万円以上であるにもかかわらず財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていないものがある。

(1) 予定価格が設定されていないもの

- ・六双排水機場に係る維持管理業務の委託契約
- ・水路管理上の伐採後樹木、廃プラ等に係る廃棄物処分業務委託契約

(2) 予定価格の設定方法が不適切なもの

- ・湛水防除施設操作管理委託契約（北浦他4施設）

<p>予定価格は契約毎に設定する必要があるが、北浦、外平、筑紫都市、六合南部及び中島住吉分の予定価格を合計額で設定している。</p> <p>(3) 見積書が徴取されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六双排水機場に係る維持管理業務の委託契約 <p>(4) 契約金額が200万円以上で総務部長との合議が行われていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六双排水機場に係る維持管理業務の委託契約 ・基幹水利施設管理事業に係る業務の委託契約
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>(1) 予算額（予算の範囲内）での委託契約であり、予定価格を設定していなかったためです。</p> <p>(2) 施設操作管理は同内容の委託契約であり、事務を効率化・合理化するため予定価格を合計で設定したためです。</p> <p>(3) 契約の相手方は近隣地方公共団体が組織するものであり、業務内容に対し見積書の提出を求めておりませんでした。</p> <p>(4) 合議欄の確認誤り及び財務規則の認識不足でした。</p> <p>2 措置の状況及び措置内容の概要</p> <p>(1) 『不措置』契約は民法上有効であり、事後で予定価格を設定できないため</p> <p>(2) 『不措置』契約は民法上有効であり、事後で個別に予定価格を設定できないため</p> <p>(3) 『不措置』契約は民法上有効であり、事後で見積書を求めることができないため</p> <p>(4) 『措置済』後日、直ちに財政課へ合議を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(1) 平成 30 年度から予定価格を設定します。</p> <p>(2) 平成 30 年度から施設毎に予定価格を設定します。</p> <p>(3) 平成 30 年度から見積書を徴取します。</p> <p>(4) 決裁文書に合議欄へ付箋を貼るなどして再発防止に努めます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>イ 基幹水利施設管理事業に係る業務の委託契約について、契約締結に係る起案文書の決裁日と契約締結日が前後している。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>起案日のデータ入力より誤っていたため、決裁日を起案日に合わせて記入したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>直ちに修正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書作成時に契約日に付箋を貼り再発防止に努めます。</p> <p>また、決裁段階での最終チェックを担当者等で強化し再発を防止します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 外住吉地内樋門整備工事に係る工事請負代金の支払時に、履行遅延により受注者が負担することとなった遅延損害金3,500円が相殺されている。支払時に相殺したとしても、法第210条に規定する総計予算主義の原則に基づき、会計処理上は、工事請負代金全額を歳出予算から支出し、遅延損害金を歳入に計上する必要があるが、これらの財務処理を行わず、工事請負代金そのものを減額している。
措置等の内容
<p>1 原因 総務課契約検査係と協議の上、決裁処理を行い相殺で進めました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計処理上、相殺した遅延損害金相当額を工事費として歳出予算より支出し、遅延損害金を歳入に計上しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 総務課、会計課と協議し財務会計上において問題がないよう努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 浚渫土置場に係る賃貸借契約書について、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 契約の終期が確定していなかったため、長期継続契約として契約締結をおこなっていませんでした。また、自動更新条項を付している本契約につきましては、翌年度の予算裏付けの必要性があることは認識していましたが、過去に、自動更新条項を削除した単年度ごとの契約を行うよう、当該対象者との契約交渉を行いました。同意を得られず、やむを得ず本契約に基づく借地を行っていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 平成30年度末をもって、浚渫土置場を返還することで双方協議済みのため、契約書の見直しを行いませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、複数年度に渡って土地の賃貸借契約を締結する場合には、長期継続契約とし、「予算削減等の場合返還する解除条項」の文言を付します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
オ 土地売買契約書（購入地：佃町字土居外）に収入印紙の貼付がない。
措置等の内容

1 原因

収入印紙の貼付を行うのを忘れていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

土地売買契約書に対し、貼付を行いました。

3 再発防止策の内容

土地売買契約書の収入印紙の貼付については、決裁後、課内の複数人で確認します。

30柳水振第96号
平成30年5月15日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部水産振興課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年4月27日付け、30柳監査第19号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水産振興課

指摘事項 (1) 支出事務	
ア	下記の補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された、財政課との合議が行われていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度水産業強化支援事業（有明漁業協同組合） ・平成29年度水産業強化支援事業（有明漁業協同組合その2） ・平成29年度水産業強化支援事業（中島漁業協同組合）
措置等の内容	
1	原因 財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課への合議について、十分な把握が出来ておらず、その合議が漏れていたため。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になったが、財政課との合議を行った。
3	再発防止策の内容 補助金等の交付決定に係る起案文書には、財政課の合議が必要であることを所属職員に周知した。また、合議が必要な起案文書の合議欄に部署名の記載漏れがないか、担当者及び決裁者において確認を徹底する。

指摘事項 (1) 支出事務	
イ	平成29年7月28日の熊本県玉名郡長洲町への旅行にかかる旅費雑費の支給について、当該旅行先は「柳川市職員等の旅費に関する条例第13条第2項」に規定する定額の2分の1支給地域であるにもかかわらず、定額で支給している。
措置等の内容	
1	原因 旅行先が旅費雑費定額の2分の1支給地域であることを確認せず、支出していたためです。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 差額については、旅行者本人より現金で返金してもらい戻入処理を行いました。
3	再発防止策の内容 今後は、旅行先が旅費雑費定額の2分の1支給地域や無支給地域でないか、確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務	
ア	「有明海柳川産マーク」PRリーフレット印刷契約に係る見積状況調書で、予定価格及び

見積書比較価格を誤記している。
措置等の内容
<p>1 原因 見積状況調書作成時の確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 予定価格及び見積書比較価格について、見え消しにより予定価格調書記載の金額へ修正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 見積状況調書を作成する際に、予定価格調書と相違がないか確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 「有明海を大切に」 図画・ポスターの広告塔パネル作成委託について、予定価格調書の封筒が封印されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格調書の作成時に確認を怠っていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に予定価格表の封筒を開封しているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、予定価格調書の作成時に必ず確認し、封印がないまま開封することがないように確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 「漁港漂着ごみ処分業務委託」に係る見積書について、提出された見積書の日付が提出期限を過ぎている。
措置等の内容
<p>1 原因 見積書徴収日の確認を怠っていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約及び支払いが済んでいるため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は見積書日付の確認を徹底します。</p>

30柳商ブ第156号
平成30年5月17日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部商工・ブランド振興課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年4月27日付け、30柳監査第19号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 商工・ブランド振興課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 柳川市販路拡大支援事業補助金について、交付申請は「商談会等の開催日の2週間前までに同補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。」とされているが、商談会開催日の前日に提出された交付申請をそのまま受理し、補助金交付を決定している。
措置等の内容
<p>1 原因 商工・ブランド振興課の事務処理の際、販路拡大支援事業補助金交付要綱第6条「商談会等の開催日の2週間前までに柳川市販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。」の2週間の部分を失念し、処理を進めてしまった事が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 この件に関しましては、申請事業者に一端の瑕疵はあるものの、商工・ブランド振興課職員が受付けの際に、販路拡大支援事業補助金交付要綱第6条の「2週間前」の部分を失念し、申請事業所に対し交付決定を行っているため、責任の所在は市にあるものと考え、交付した補助金について返還を求めないものです。</p> <p>3 再発防止策の内容 今回のミスを踏まえ、課内で「販路拡大支援事業補助金交付要綱」の周知と、チェック機能確立の徹底を図っていくことは勿論、ブランド認定事業者にも文書等にて周知徹底を図っていきます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 公用車を使用し旅行していたが、旅行命令書に自家用車を使用すると記載していたため、車賃が支給されている。
措置等の内容
<p>1 原因 当初は公用車が全て予約済みであったため、私用車にて出張届を出していましたが、当日朝に公用車が空いたため、公用車で出張し、出張届の訂正を失念していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後直ちに、旅費を受け取った職員が「過年度旅費返還金」として返還しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で当該指摘及び事後処置した事を周知し、今後このような誤りがないよう徹底してまいります。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 柳川市シルバー人材センター高年齢者就業機会確保事業補助金の支出負担行為書で、補助金額が500万円を超過しているにも関わらず、市長の決裁印がない。
措置等の内容
<p>1 原因 商工・ブランド振興課で負担行為を起こした際、市長決裁が空欄になっていました。この時点でチェックを徹底していなかった事は、商工・ブランド振興課職員の失念でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 この件に関して市長に説明し、「柳川市シルバー人材センター高年齢者就業機会確保事業補助金」の支出負担行為書に、決裁印を追印してもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 商工・ブランド振興課全ての職員に対し、柳川市補助金交付規則、柳川市財務規則について再度遵守の周知徹底を図るとともに、役職につく職員のチェック体制を徹底していきます。</p>

30柳観光第105号
平成30年6月21日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部観光課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成30年4月27日付け、30柳監査第19号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 観光課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 本市観光大使に就任式で渡す「市特産品 PR 用お土産」の購入費が一般会計の観光費から支出されているが、観光大使実行委員会予算からの支出が適当である。
措置等の内容
<p>1 原因 認識不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 完了しているため</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、よく確認し適切な処理に努めます。 また、支出科目が不明瞭な場合は会計課と協議し適当な科目から支出するように努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 新潟プロモーションでのお楽しみ抽選会の景品が報償費により購入されているが、不特定多数の者を対象として行う抽選会の景品であるため需用費からの支出が適当である。
措置等の内容
<p>1 原因 認識不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 完了しているため</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 「BABYGO13」事業補助金について、対象事業の実施日は平成 29 年 4 月 15 日及び翌 16 日だが、事業実施後の平成 29 年 12 月 28 日付で補助金交付申請書が提出され、平成 30 年 1 月 4 日に交付決定されている。事業実施後に補助金交付申請書を受理し交付決定したのは不適切である。
措置等の内容
<p>1 原因 相手方と連絡がとれなかったため、連絡、指導を失念しておりました。</p>

2	措置内容の概要	措置の状況『不措置』
	事業が完了しているため	
3	再発防止策の内容	
	相手方には、申請書は速やかに提出するよう指導し、今後、不適切な交付がないよう適切に処理します。	

指摘事項 (2) 契約事務		
ア 柳川市小規模休憩施設清掃業務の委託契約に係る予定価格の設定日と、契約締結に係る伺書の起案日が前後している。		
措置等の内容		
1	原因	書き間違いでした。
2	措置内容の概要	措置の状況『措置済』 設定日と起案日を修正しました。
3	再発防止策の内容	契約の内容を把握したうえで、起案の際には再度の確認を行う等の適切な処理に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務		
イ むつごろうランド人道橋橋台設計業務委託に係る設計業務等委託契約書に業務委託約款ではなく建設工事請負契約約款が添付されている。 また、支払遅延に対する遅延利息の利率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。		
措置等の内容		
1	原因	認識不足でした。業務委託約款を添付すべきところ建設工事請負契約約款を添付しておりました。
2	措置内容の概要	措置の状況『不措置』 受託側と委託側の2者で契約締結しており、事業自体も完了しているため
3	再発防止策の内容	受託側と委託側の2者で契約内容を確認し、適切な内容にて契約締結に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務		
ウ 下記の契約に係る決裁等において、契約金額又は年間予定総額が200万円以上であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。 ・川下りコース等の清掃業務委託契約 ・柳川市温泉管理業務委託契約		

<p>・柳川フィルムコミッション事業業務委託に係る当初契約や変更契約の締結、受託者からのNPO 法人化に伴う変更届出書の受理</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 財務規則を熟知しておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 早急に総務部長へ説明し合議をいただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 処理の際には、再度の確認を行う等、適切な処理に努めます。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>エ 柳川ひまわり園の交通誘導警備業務委託契約について、予算を超える金額で契約締結し、安易に不足分を予算流用している。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 契約を進めるにあたって、予算を確認し、締結すべきところを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 事業完了しているため</p> <p>3 再発防止策の内容 契約を進めるにあたっては、必ず予算の確認を行い適切な処理に努めます。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>オ 「宿泊客倍増事業」業務委託について、業務内容は「商談用ガイドブックを作成し、旅行会社に対し宿泊を伴う商品造成依頼及び国内外プロモーション活動を行う。」とされているが、ガイドブックの作成部数やプロモーション活動の内容、回数等について契約書に記載がない。</p> <p>また、再委託する場合は書面により委託者である市の承諾を受けることとされているが、受託者は市の承諾を受けずにガイドブックの作成を専門業者に再委託し、市はこれを黙認している。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 ガイドブックの作成については、掲載する施設の数、内容量によってページ数が変わり、それに伴い制作費用も変わります。商品造成依頼やプロモーションを行う上で市内宿泊施設の魅力が伝わる内容の検討、素材の撮影を行なった上で、予算内で部数も考慮できる内容にするため、作成部数については記載していませんでした。</p> <p>プロモーション活動の内容、回数についても、予算の範囲内で最大限実施できる内容を検討するため記載していませんでした。</p>

<p>再委託については、再委託の承諾手続きを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 事業が完了しているため</p> <p>3 再発防止策の内容 契約時に契約項目について受注者と確認を行うなど、適切な処理に努めます。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>カ 「やさしい日本語ツーリズム事業」 バッジ生産に関する業務委託について、市と受託者との二者間で契約すべきであったが、受託者が受託業務の一部を再委託する業者（以下「再受託者」という。）を含めた三者間契約とし、本来、市と再受託者との間に債権債務関係は生じないにもかかわらず、再受託者に対する受託者の債務を市が保証するという不合理な契約内容とされている。</p> <p>また、委託業務にはバッジ販売が含まれており、売上げは市の収入とすべきであったが、受託者の収入とされている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 通常であれば市と電通の契約、電通と観光協会（再委託承諾後）の契約になると考えますが、観光協会が法人化していなかったため電通との契約が結べない状況でありました。また、債務を市が保証する内容については、注文発注であるため実質的に市の債務は発生しないため三者で協議し、契約上の問題をクリアするためこのような形をとりました。</p> <p>また、販売収入については、今後のバッジ販売の継続性を考慮し、観光協会の収入とすることで観光協会が自走できる体制を整えるための措置として行ないました。</p>
<p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 事業が完了しているため</p> <p>3 再発防止策の内容 観光協会は 30 年 5 月の総会后法人化の予定。法人手続き完了後、契約内容を改善します。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>キ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない、又は不足している。</p> <p>(1) 貼付がないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大河ドラマ招致企画書作成業務委託契約書 ・城堀環境整備業務委託契約書 ・椛島菖蒲園に係る賃貸借契約書 <p>(2) 不足しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明花の里管理業務委託契約書

措置等の内容	
1	原因 失念しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 早急に印紙を貼付しました。
3	再発防止策の内容 貼付漏れや金額不足がないように、確認を徹底します。

指摘事項 (3) 財産管理事務				
ア 財務規則第 121 条により、行政財産の使用を許可するときは市長の決裁を受けることとされているが、下記は課長決裁により許可されている。				
使用を許可する財産の所在地	使用目的	相手先	許可期間	数量等
稲荷町、弥四郎町、上宮永町	電力供給のため	九州電力(福岡配電センター)大牟田配電事業所	H29. 4. 1～ H30. 3. 31	本柱 1 本、支線 1 本、支柱 1 本
矢留本町	認定電気通信事業に供するため	西日本電信電話株式会社	H29. 4. 1～ H30. 3. 31	本柱 2 本
措置等の内容				
1	原因 財務規則の認識不足でした。			
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 完了しているため			
3	再発防止策の内容 今後は確認漏れがないよう処理の際には再確認を行う等適切な処理に努めます。			

柳川市監査委員告示第13号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成30年4月に実施した議会事務局、消防本部、教育部（生涯学習課）、監査委員事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年7月20日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 近藤 未治

30 柳議会第76号
平成30年6月12日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市議会議長 田中 雅美

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年5月31日付け、30柳監査第31号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

議会事務局

指摘事項 (1) 契約事務	
ア	下記契約について、決裁日より前に契約締結されている。 ・複写機パフォーマンス（保守）契約 ・コピー機賃貸借契約。
措置等の内容	
1	原因 4月1日（土）、4月2日（日）が閉庁日であり年度当初の4月1日付けの契約事務処理が遅れたため
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 事務処理済のため
3	再発防止策の内容 契約内容等を確認し、事務に遺漏がないよう適切な事務処理を行う。

指摘事項 (1) 契約事務	
イ	複写機パフォーマンス契約書に印紙の貼付がない。
措置等の内容	
1	原因 印紙税法の確認不足による添付漏れ
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 受注者より収入印紙の貼付済
3	再発防止策の内容 契約時に印紙税法を確認し、貼付漏れがないよう徹底を図る。

30 柳消総第25号
平成30年6月20日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(消防本部総務課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年5月31日付け、30柳監査第31号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

消防本部

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 下記の調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は財務規則第25条の規定により、適正な時期に起票されたい。(前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市緊急消防援助隊活動費負担金(平成28年度) ・消防広域応援交付金(平成28年度) ・消防団員福祉共済制度共済金(平成29年度) ・平成28年度退職報償金(平成29年度)
措置等の内容
<p>1 原因 調定決議書の起票について、原因の発生したときにするという認識不足で、実際に起票した日付を調定日としていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に調定決議書の決裁が終了し、収入済みであるため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則(調定の時期)を課内職員で確認し、調定の時期を徹底します。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
<p>イ 平成29年度消防団員福祉共済負担金の戻入金について、戻入処理とすべきであるが雑入として収入している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 歳入ということで安易に雑入により事務処理をしてしまったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に決算が終了しているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 歳入の項目を良く確認し、事務処理をします。 また、事務処理時に参考とする「財務会計事務の手引」の歳入の項目に、赤書きで「戻入に注意」(歳出)として明示します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度</p>

旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 出張する際に旅行命令を申請することを失念、または申請したと思い込んでおり、公用車運転日誌への記入はしたものの、事後においても旅行命令の申請、確認をしなかったことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、旅行命令書への記載及び決裁を行い、未支給の旅費については、過年度支出として支給しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 出張する際は必ず旅行命令を受けた上で出張するよう徹底します。また、運転日誌を記入する際、当該出張の旅行命令が必要かどうかチェックし、確認することにより漏れがないようにします。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 食糧の購入の支払に、職員が個人のクレジットカードを使用しているが、クレジットカードの利用は不適切である。
措置等の内容
<p>1 原因 災害派遣時の食糧購入の支払いの際、ポイント等の付与を考えずに安易にクレジットカードを使用したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に精算まで事務処理が終了しているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 公務で個人にポイント等が付与されると個人の利益となり、不適切であることを確認し、公務でクレジットカードを利用しないことを徹底します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ウ 平成29年9月7日付けで起票された小型動力ポンプ付き積載車購入にかかる支出負担行為書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。
措置等の内容
<p>1 原因 市長決裁後、消防本部へ交換便で戻ってきていたため、すべて終了したものと思い込み、会計管理者への通知を怠り保管したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、会計管理者に通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

副市長及び市長決裁の時には、起案時に決裁者及び会計管理者名の箇所に蛍光ペンや付箋でマーキングし、会計管理者への通知を確認するよう対策します。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 下記の契約について、予定価格を入れた封筒が未開封のまま契約締結の起案及び決裁がなされている。

- ・柳川市コンビニエンスストアAED設置に伴う賃借
- ・特定業務従事者健康診断等業務委託
- ・柳川市消防団第2分団団員詰所改修工事

措置等の内容

1 原因

設計書の金額を予定価格だと思い込み、そのまま予定価格として事務を行い、予定価格調書との確認をしなかったことによるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

予定価格を入れた封筒を開封し、予定価格調書の金額及び見積金額が予定価格内であることを確認しました。

3 再発防止策の内容

契約に係る事務において、見積状況調書の作成時など、予定価格については、必ず予定価格調書と確認をします。

指摘事項 (3) 契約事務

イ 「柳川市コンビニエンスストアAED設置賃借」は長期継続契約であるが、総務部長の合議がなく、また、消防長による決裁とされている。長期継続契約の締結については、財政課通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用範囲に関する規定について」により、事前に総務部長に合議の上、市長の決裁を受けられたい。

措置等の内容

1 原因

財政課通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用範囲に関する規定について」を十分に把握しておらず、長期継続契約としているが債務負担行為を設定しているため、金額だけで判断し、消防長による決裁としていたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に相手方と契約を締結しているため、不措置です。

3 再発防止策の内容

財政課通知を確認し、長期継続契約を締結するにあたっては、債務負担行為を設定していても事前に総務部長に合議の上、市長の決裁を受けることを決裁時等に確認し徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ウ 下記の契約の支払遅延に対する遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。(前年度注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度救急服（冬・夏）単価契約 ・平成29年度活動服（冬・夏）単価契約 ・第1回医薬材料消耗品一式購入 ・感染防止着（上衣）購入 ・編上安全靴購入単価契約 ・消防団活動服購入 ・幹部用甲種制服一式購入 ・新入団員等アポロキャップ購入
措置等の内容
<p>1 原因 前回のものを流用して契約書を作成する際、率を確認せず、修正すべきところを修正せずに前回のままにしていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約期間が終了しているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後の契約に向けて、契約書の文言を「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく、政府の支払い遅延に対する遅延利息の率」にデータを修正しました。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>エ 平成30年消防出初式用表彰用額縁の購入について、予定価格設定権者により予定価格が設定されているが、当該物品の購入伺兼依頼書は予定価格設定前の日付で予定価格を印字し起案されている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 物品購入の手続きの流れで、通常の物品購入伺兼依頼書と同様に、予定価格欄へ金額を記入してしまったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に物品購入等が終了しているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 起工し予定価格調書を添付する場合は、物品の購入伺兼依頼書の取り扱いについて再度確認し、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
オ 徴取した見積書の日付が砂消しゴムにより訂正されている。
措置等の内容
<p>1 原因 再度見積書を徴取せずに、参考として事前に徴取していた見積書の日付を安易に砂消しゴムにより訂正し使用したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支払いまで事務処理が終了しているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 その都度見積書を徴取すること、砂消しゴムを使用しないことを徹底します。</p>

30柳教生第886号
平成30年6月20日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市教育委員会
教育長 沖 毅
(生涯学習課)

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年5月31日付け、30柳監査第31号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料について、下記のものがある。</p> <p>(1) 使用料が減免されているが、減免申請書の添付がない。（前年度指摘事項）</p> <p>(2) 申請日や利用施設名、減免申請理由等、申請者が記入すべき事項に記入漏れがある。（前年度指摘事項）</p> <p>(3) 市側で記入すべき減免区分や減免割合、使用料について、記入漏れや記入誤り、鉛筆による記入がある。（前年度指摘事項）</p> <p>(4) 使用料減免の対象ではない団体について、誤って使用料を減免している。（前年度指摘事項）</p> <p>(5) 使用料の算定を誤っている。（前年度指摘事項）</p> <p>(6) 内規によるとして条例や規則の規定と異なる使用料の取り扱いをしているが、条例や規則の規定と異なる取り扱いを内規により行うことはできない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申請受付の際、各施設の職員等が条例や規則の確認を怠っていたため。(1)～(5) ・三橋生涯学習センター大ホールの使用については、条例や規則の規定と異なる使用料の取り扱いの内規により、同一団体が同一年度に2回まで全額減免とし、それ以外は有料としていたため。(6) <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の職員等に指導をしました。(1)～(5) ・当該年度を経過しているため現状維持。(1)～(6) <p>3 再発防止策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免該当号数や減免割合、減免額、使用料等の記入もれがないよう、職員等に条例や規則等の確認を徹底します。(1)～(6) ・条例や規則の規定に基づき、行事に関する内規に改めます。(6)

指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 会議時のお茶購入費等食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が作成されていないものがある。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>食料費のうちペットボトルについては、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が不要と</p>

勘違いしていたため
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 食料費支出のすべての場合に食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書の作成が必要であることを係全員に通知した
3 再発防止策の内容 食料費を支出する場合は支出基準に従い、食糧費支出伺書等の書類の作成を行うに併せ、係員互いに確認を行う。

指摘事項 (2) 支出事務
イ 平成 30 年 1 月 20 日・21 日に宮崎市で開催された九州スポーツ推進委員研究大会への市のスポーツ推進委員の参加に係る旅行命令は、両日とも日帰り旅行とされているが、実際には 1 泊 2 日の旅行が行われており旅行命令と相違している。
措置等の内容
1 原因 任期期間である 2 年に 1 回しか宿泊の予算が付かないため (29 年度は付かない年)、参加者であるスポーツ推進委員に説明したものの、自己負担でも泊まるとのことだったので、本人の自己負担で宿泊していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 自己負担で支払っており現状維持
3 再発防止策の内容 スポーツ推進委員に理解してもらい、旅行命令どおりの旅行を行います。

指摘事項 (2) 支出事務
ウ 下記補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。(前年度指摘事項) ・全国大会出場者補助金 (第1回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会) ・今古賀風流用具等整備事業補助金
措置等の内容
1 原因 担当者が、合議が必要である文書にもかかわらず財政課へ回すのを失念しておりました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため現状維持
3 再発防止策の内容 事務決裁規程を確認し、事務処理に遺漏がないよう対処していきます。 また、再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。

指摘事項 (2) 支出事務
エ 名勝水郷柳河修理事業補助金について、補助事業の実績報告を受け交付額を減額しているが、補助事業者に対し補助金等確定通知書による通知を行っていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>当該補助金については、実績が補助金交付決定額以内であったため、柳川市補助金等交付規則第15条の規定により補助金等確定通知書にて対応することとしておりましたが、当該通知書による通知を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>当該年度を経過しているため現状維持。次回から対応します。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、柳川市補助金等交付規則に基づく事務処理について、課内での情報共有を密にし、事務処理に遺漏がないように務めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 下記は契約金額が200万円以上であるが、契約締結にあたり総務部長との合議が行われていない。(前年度指摘事項)
<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財発掘調査に伴う労働者派遣個別契約 ・柳川市民温泉プール天井ダクト金物等修繕
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>担当者が、合議が必要であるにもかかわらず財政課へ回すのを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約締結済のため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>事務決裁規程を確認し、事務処理に遺漏がないよう対処していきます。</p> <p>また、再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
イ 雲龍の郷屋形昇降装置保守点検委託契約について、予定価格が設定権者により設定されていない。また、契約締結に係る起案文書の決裁欄に、決裁権者である部長の押印がない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>担当者が予定価格の設定が必要であるにもかかわらず作成するのを失念しておりました。</p> <p>また、起案文の部長押印につきましても、失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要及び措置の状況</p> <p>予定価格設定につきましては、既に契約締結済のため現状維持 『不措置』</p>

決裁につきましては、対応済み 『措置済』

3 再発防止策の内容

事務決裁規程を確認し、事務処理に遺漏がないよう対処していきます。
また、再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務

ウ 雲龍の郷公園外部男子トイレ小便器修繕について、予定価格が設定されていない。
また、契約金額は 10 万円以上であり決裁区分は部長となるが、契約締結に係る起案文書は課長決裁とされている。(前年度指摘事項)

措置等の内容

1 原因

担当者が予定価格の設定が必要であるにもかかわらず、3 者からの見積で、最低金額の業者と契約しておりました。

また、部長決裁にもかかわらず課長決裁としておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

当該年度を経過しているため現状維持

3 再発防止策の内容

事務決裁規程を確認し、事務処理に遺漏がないよう対処していきます。
再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務

エ 柳川市民温水プールロッカー修理工事に係る修繕請負契約について、契約事務規則第 25 条に定める期間内に契約書の作成が行われていない。(前年度指摘事項)

措置等の内容

1 原因

速やかに契約すべきものを後に回してしまい、作成するのを失念しておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

既に契約締結済のため現状維持

3 再発防止策の内容

事務決裁規程を確認し、事務処理に遺漏がないよう対処していきます。

指摘事項 (3) 契約事務

オ 下記の契約書について、契約締結日が鉛筆により記入されているものがある。

・業務委託契約書(柳川市史有償頒布業務)

措置等の内容

1 原因

<p>契約書の決裁の際に、鉛筆で仮に記入していたものを、そのまま確認せず使用したため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 鉛筆書きになっていた契約書を訂正した。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書を含む文書すべてについて、決裁終了後の記入はボールペンを使用し、係内で確認を徹底する。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p> <p>カ 柳川地区のコミュニティ施設に係る機械警備業務委託契約について、機器等撤去後の原状回復に関する契約内容が、見積依頼時の仕様書の内容と相違している。</p> <p>措置等の内容</p> <p>1 原因 仕様書と契約書の内容の確認不足により、前年度と同様にしていたため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容 ・再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。 ・平成 31 年度の契約分より改めます。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p> <p>キ 下記の契約書において、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。 ・請負契約書（柳川市学童農園むつごろうランド清掃業務委託） ・旧戸島家住宅の管理業務等委託契約書</p> <p>措置等の内容</p> <p>1 原因 契約書の内容を精査しておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容 再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図り、平成 31 年度分の契約については自動更条項の削除をおこないます。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p> <p>ク 下記の契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8</p>
--

<p>条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。(前年度注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書(蒲池公民館コピー機保守及び消耗品等の供給に関する契約) ・修繕請負契約書(柳川市民温水プールダクト復旧修繕)
措置等の内容
<p>1 原因 確認不足により、前年度と同様にしていたため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容 再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ケ 柳川市学童農園むつごろうランド清掃業務委託契約について、下記の事項が見受けられる。</p> <p>(1) 契約締結に係る起案文書に記載された契約期間が、鉛筆により訂正されている。訂正方法が不適切な上、訂正後の契約期間も契約内容と相違している。</p> <p>(2) 委託した清掃業務が不要となったため、受託者と協議の上契約解除したとしているが、これに係る起案文書は作成されておらず、決裁を受けずに契約解除されている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>(1) 契約書締結にかかる決裁の際に、誤記が判明し、決裁後に訂正処理を行う予定でしたが、訂正処理を行わず、そのまま文書を保存しておりました。</p> <p>(2) 受託者と口頭で契約解除を行い、書類等での事務処理による契約解除を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要及び措置の状況</p> <p>(1) 財務規則に従い対処していきます。『措置済』</p> <p>(2) 当該年度を経過しているため現状維持。『不措置』</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(1) 契約書を含む文書すべてについて、決裁終了後の記入はボールペンを使用し、係内で確認を徹底する。</p> <p>(2) 事務処理に遺漏がないよう、再確認を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>コ 下記の業務に係る業務委託契約書において、「受注者は、業務を、別添仕様書及び発注者の指示に従って処理しなければならない。」とされているが、仕様書の添付がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市民体育センター管理業務(契約期間H30.1.4~H30.3.31) ・柳川市民グラウンド便所清掃業務(契約期間H30.1.4~H30.3.31)

<ul style="list-style-type: none"> ・柳川市民グラウンド便所清掃業務（契約期間H29. 4. 1～H29. 12. 28） ・柳川市民三橋テニスコート便所清掃業務（契約期間H29. 4. 1～H30. 3. 31） ・柳川市民武道場便所清掃業務（契約期間H29. 4. 1～H30. 3. 31） ・大和体育施設5ヵ所除草業務（契約期間H29. 4. 1～H30. 3. 31） ・柳川市民大和グラウンド便所掃除業務（契約期間H29. 4. 1～H30. 3. 31） ・柳川市民三橋体育センター清掃業務（契約期間H29. 4. 1～H30. 3. 31） ・柳川市民三橋武道場清掃業務（契約期間 H29. 4. 1～H30. 3. 31）
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>確認不足により、前年度と同様にしていたため仕様書の作成を怠っていた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>当該年度を経過しているため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>サ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。</p> <p>(1) 柳川古文書館複写機（京セラTASKalfa4052ci）のパフォーマンス契約書</p> <p>(2) 市史編さん係コピー複合機（ImagioMPC2802SPF）のパフォーマンス契約書</p> <p>(3) パフォーマンス契約書（柳河、城内、東宮永、矢留公民館）</p> <p>(4) パフォーマンス契約書（有明まほろばセンター）</p> <p>(5) パフォーマンス契約書（昭代公民館）</p> <p>(6) パフォーマンス契約書（垂見コミュニティセンター）</p> <p>(7) 機械警備業務請負契約書（豊原コミュニティセンター）</p> <p>(8) 機械警備業務請負契約書（皿垣コミュニティセンター）</p> <p>(9) 機械警備業務請負契約書（有明コミュニティセンター）</p> <p>(10) 機械警備業務請負契約書（大和漁村センター）</p> <p>(11) 機械警備業務請負契約書（矢ヶ部コミュニティセンター）</p> <p>(12) 機械警備業務請負契約書（ニツ河コミュニティセンター）</p> <p>(13) 機械警備業務請負契約書（中山集会所・中山コミュニティセンター）</p> <p>(14) 機械警備業務請負契約書（藤吉コミュニティセンター）</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンス契約については、契約書に契約金額が明記できないため、収入印紙の貼付は必要ないと認識しており、長年、印紙の貼付をせずに契約書を交わしていたため (1)～(6) ・機械警備業務請負契約書については、月額が1万円未満については、収入印紙を貼付していなかったため (7)～(14)

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

- ・今回確認したところ、それが誤りであることが分かったため、契約金額のない請負契約として契約書に 200 円の収入印紙を貼付した。(1)～(6)
- ・今回確認したところ、それが誤りであることが分かったため、年間の契約金額で収入印紙を貼付した。(7)～(14)

3 再発防止策の内容

今後は、今回確認した内容を係内で徹底し、契約書の決裁の際に係内で確認する。